4 財源確保支援

- (1) 復興交付金制度(H23三次補正予算)の創設
- ① 全体事業費の算出及び公表による地方負担額の軽減要望

被災市町が復興まちづくりを推進するには、財源の確保がもっとも急がれる課題であったため、まずは、地方負担額を把握するため、全体事業費を算出することとした。算定にあたっては、市町を限定して行い、それを基準に宮城県の総額を算出することとした。モデル地区として、三陸沿岸部を代表して女川町、平野部を代表して山元町を選定した。

算定した県全体の事業費は、第9回東日本大震災復興構想会議(平成23年6月11日)において、知事が下記の資料に基づき説明した。

宮城県知事 村井嘉浩

復興財源に関する意見 ~震災復興最大の課題~

- 速やかな復興財源の総額提示を
- 地元負担を極力伴わない財政措置を

具体的には

- 使途の自由度が高く複数年度の使用が可能な一括交付金の創設
- 国庫補助制度の拡充
 - ・ 補助対象の拡大、補助率の嵩上げ、補助要件の緩和、事業の優先採択
 - ・ 災害の緊急性に照らした特例措置(遡及して補助対象に含める措置、同一場 所・同一規模でなくとも災害復旧事業の対象とする措置等)
- 地方負担に係る地方財政措置の確保
 - ・ 地方税(地方消費税)の充実、地方交付税、地方債の確保
 - ・地方債償還に係る手厚い地方交付税措置
- 〇 財源の確保
 - ・災害対策税の創設(恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間 接税・目的税)
- きめ細かな支援のための財源の確保
 - ・ 災害復興基金の創設(各被災県ごと。出えんや無利子貸付による国の支援)

適切な財源措置が講じられなければ、被災県・市町が描く抜本的な復興計画は、「絵に描いた餅」に!

全体事業費の算定にあたっては、仙台市を除く津波被災を受けた沿岸 12 市町の復興まちづく りの基盤整備費について、既存制度を当てはめて箇所数・整備面積を求めた他、関連公共施設整 備費を含めた概算事業費の総額を下記資料により説明した。

復興のための概算事業費について (沿岸市町の復興まちづくりに要する事業費)

◆ 県内における復興費の検討

津波被災を受けた沿岸 12 市町における復興まちづくりの基盤整備費の概算事業費を算出。

◆復興まちづくりの基盤整備費 21,079億円

検討地区 県内沿岸85地区(7市5町)※一部被災市町を除く。

- ・被災市街地復興土地区画整理事業 26地区(現行制度は国の補助 1/2・限度額あり)
- ·防災集団移転促進事業

59地区(現行制度は国の補助 3/4・限度額あり)

●復興まちづくりの基盤整備費の試算(現行制度)

事業名	施行面積	総事業費	国負担	県負担	その他 (JR 等)	市町負担
子 不	対象戸数	他于不具	割合	割合	割合	割合
被災市街	1,640ha		1,681 億円	26 億円	48 億円	4,095 億円
地 復 興 土 地 区 画 整 理事業	28,800 戸	5,850 億円	28%	1%	1%	70% (限度額があるため 50%以上になる
防災集団	772ha		1,420 億円	_	_	2,830 億円
移 転 促 進事業	13,900 戸	4,250 億円	33%	_	_	67% (限度額があるため 50%以上になる
まちづく	国道・県道	0.000	1,289 億円	558 億円	_	1,376 億円
りに関連	市町道	3,223 億円	40%	17%	_	43%
する公共	JR線	500 /	168 億円	151 億円	393 億円	8 億円
施設等整		720 億円	23%	21%	55%	1%
備事業	防災緑地		3,506 億円	3,248 億円	_	282 億円
※学校・病院等は含まれず	等	7,036 億円	50%	46%	_	4%
	2,412ha	01 070 法四	8,064 億円	3,983 億円	441 億円	8,541 億円
合 計	42,700 戸	21,079 億円	38%	19%	2%	41%

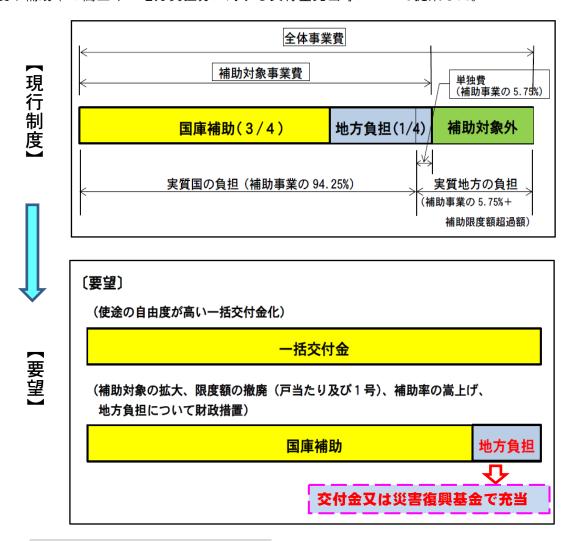
12市町合計:

人口約61万人。H22当初予算約2、158億円、うち土木費約247億円

12市町全て、まちづくりだけで財政破綻!!

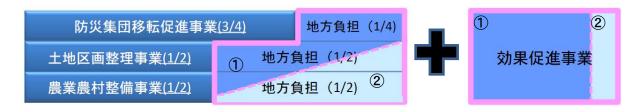
② 補助制度の変更要望による地方負担額の軽減要望

県では、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業を例に挙げ、一括交付金制度や補助率の嵩上げ+地方負担分に対する交付金充当等について提案した。



③ 東日本大震災復興交付金制度の創設

県では、岩手県、福島県及び仙台市が連携を図りながら、国に対し要望を行った結果、下記のとおり平成23年度第3次補正予算にて、地方負担を伴わない東日本大震災復興交付金制度が創設された。



①追加的な国庫補助

地方負担の50%及び効果促進の80%を国庫補助対象に

②地方交付税の加算

地方負担は地方交付税の加算により確実に手当



(2) 各まちづくり事業制度改正

① 県からの要望事項

知事が、復興構想会議や政府要望等で被災地の実情を踏まえて財政支援を要望するとともに、 県土木部でも、国土交通省を中心に既存制度の拡充や新制度の創設を求めた。

《知事対応》

▶ 復興構想会議

4月23日、6月11日

・復興財源について地元の負担を伴わないよう財政措置を求めた。

▶ 政府要望(国土交通省関係)

4月8日、5月20日、8月4日、9月9日、10月5日

・ 被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業について、補助対象項目の拡大、新たな制度創設、補助率の大幅な嵩上げを求めた。

▶ 国土交通大臣(副大臣)懇談

4月16日、4月28日

・ 被災市街地土地区画整理事業の補助対象要件の拡大及び補助率の大幅な嵩上げを求めた。

《事務局対応》

▶ 3県1市会議(国土交通省)

5月24日~11月29日(計10回) 当初は、宮城県のみ

○復興まちづくり事業関連

- ・ 防災集団移転促進事業について、三陸沿岸では、現行制度では施行者負担が大きすぎる ため、補助率の嵩上げ、各号の限度額の引上げ及び戸あたり限度額の撤廃を要望した。
- ・ 被災市街地土地区画整理事業において、地盤沈下した宅地の嵩上げが補助対象となるよう要望した。
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業の前提となっている復興推進地域の指定について、新 市街地地区でも指定できるよう要望した。
- ・多重防御施設(嵩上げ道路)が補助対象となるよう要望した。

○復興まちづくり計画関連

- · 津波避難計画に基づいた施設整備が復興事業となるよう要望した。
- ・ 津波シミュレーションの活用にあたっては、設定潮位を満潮位でなく、今次津波の潮位 としてまちづくり計画を作成して良くなるよう要望した。

○その他

- JR線の復旧方法及び国による財政支援のあり方について意見交換した。
- ・ 国営でのメモリアルパーク整備予定等の確認や沿岸部における防災緑地の考え方について意見交換した。

② 新たに認められた復興まちづくり事業の制度改善や新規事業の概要

【防災集団移転促進事業に関する制度拡充】(詳細)

平成24年1月6日改正内容

【制度改正】

◆補助限度額の拡充

①住宅団地の用地取得造成費への加算 切土造成 遊土造成 造成用地取得費

(現行 14, 200 円/㎡ → 改正 39, 780 円/㎡)

③特例による単価の適用除外の設定

住宅団地の用地取得造成及び公共施設整備では、限 度額を超えた場合でも、個別認定で補助可能



(移転者の住宅建設費等は自己負担) 住宅建設費 住宅建設のための借入金の利子相当額

住宅建設のための借入金の利子相当名

②移転者への利子相当額の補助の引き上げ

(現行 406 万円 → 改正 708 万円)

④戸当たり合算限度額の撤廃

(現行 1,655 万円/戸 → 限度額撤廃)

◆住宅団地に立地できる用途の拡充

住宅団地に関連する公益的施設(病院等)の用地取得・造成費を補助対象化

◆移転者に譲渡する場合の補助の導入

住宅団地の用地取得造成費で、移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格) を超える部分を補助対象化

◆住宅団地規模要件の緩和

10戸以上 → 5戸以上

平成25年3月27日改正内容

◆軽微な変更の運用

事業費合計の2割未満の事業費変更は「軽微な変更」として届出で可。

平成25年9月24日改正内容

◆復興交付金の流用

流用手続きが明確化され、柔軟な運用が可能となった。

平成25年9月26日改正内容

◆取得した移転促進区域の取扱

復興の進捗に応じて、譲渡・交換が可能となった。

【被災市街地土地区画整理事業に関する制度拡充】(詳細)

平成24年1月6日改正内容

◆地区要件の拡充

(現行)被災地面積が概ね 20ha 以上で、被災戸数が 1000 戸以上の市街地のうち、被災 市街地復興推進計画に定められた区域内の地区

(改正)復興整備計画で位置づけた区域を追加

◆津波防災整地費

(改正) 防災上必要な土地の嵩上げ(津波防災整地費)を国費算定対象経費に追加 [要件]・計画人口密度 40 人/ha 以上の区域

・既往最大津波に対し浸水しない程度までの土地嵩上げに係る整地費

◆緊急防災空地整備事業

(改正)減価補償地区以外も対象。

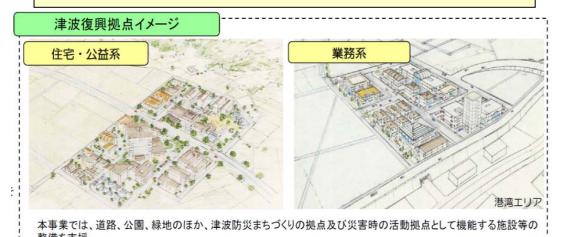
【新制度の創設】

◆津波復興拠点整備事業

復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)を、用地買収方式で、緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設。

被災自治体に対する財政的支援

- ①津波復興拠点市街地計画策定支援(計画作成費、コーディネート費)
- ②公共施設等整備(地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等)
- ③用地取得造成



【効果促進事業一括配分】

平成24年5月25日改正内容

◆効果促進一括配分枠の創設 使い勝手向上のため、一括配分枠が創設された。

平成26年11月25日改正内容

- ◆基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - 一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業が追加された
- ◆事業費の上限引上げ
 - 一括配分の対象となる事業費の上限を引上げられた(1億円⇒3億円)

平成27年8月26日改正内容

- ◆事業費の上限撤廃
 - 一事業当たりの事業費の上限(3億円)が撤廃された
- ◆配分額の上限を引上げ
 - 一括配分の配分額上限が引上げられた(250億円⇒500億円)

【その他】

- ◆東日本大震災特別家賃低減事業 被災者に向けた家賃定例化
- ◆造成宅地滑動崩落緊急対策事業

滑動崩落被害を受けた造成団地において、再度被災防止事業の実施が可能。

(3) 住宅再建支援(復興基金交付金の創設)

① 既存制度

下記のとおり義援金や被災者生活再建支援金の他、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険 住宅移転事業等の対象となった場合には、住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借 り入れた際の借入金利子に相当する費用が助成される。

a 義援金

被災者に対する生活支援として、国内外から国や県、義援金受付団体に寄せられた義援金を被 災の程度に応じて、被災世帯に配分するもの。

表 II -4-(3)-1	世帯当たり	「の義援金配分状況	(平成28年1日:	3 1 日現在)
1X II II (U) I	- E m コ /~ ′		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	フ ロ 口 5元1上/

配 分 対 象		義援金受付団体 配分額 ^{※1}	県配分額	合計
住家被害	全壊	96万円	15万円	111万円
	大規模半壊	73万円	10万円	83万円
	半壊	49万円	5 万円	5 4 万円
津波浸水区域にお	全壊	3 4 万円	5 万円	3 9 万円
ける住家被害	大規模半壊	20万円	4 万円	2 4 万円
(上記に加算)	半壊	12万円	3 万円	15万円
	仮設住宅未	10万円	_	10万円
	利用世帯 ※2			

^{※1} 日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団から本県に配分。

b被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給する ものであり、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給さ れる加算支援金の2つの支援金がある。

表Ⅱ-4-(3)-2 被災者生活再建支援金の概要

区分		A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)		計 A+B
複数世帯	全壊世帯	1 0 0	建設·購入	200	300万円
(構成員が複数)			補修	100	200万円
			賃借	5 0	150万円
	大規模	5 0	建設·購入	200	250万円
	半壊世帯		補修	100	150万円
			賃借	5 0	100万円
単身世帯	全壊世帯	7 5	建設·購入	150	225万円
(構成員が単数)			補修	7 5	150万円
			賃借	3 7.5	112.5万円
	大規模	37.5	建設·購入	150	187.5万円
	半壊世帯		補修	7 5	112.5万円
			賃借	3 7.5	75万円

² 大規模半壊以上の住家被害を受け、応急仮設住宅を利用したことのない世帯に加算。

c 防災集団移転促進事業等(がけ地近接等危険住宅移転事業を含む)

当該事業により被災者の住宅再建に助成される費用の範囲や限度額は、下記のとおり。

被災者向けの補助対象経費	補助限度額
移転者の住宅敷地購入・住宅建設に対す	708万円(住宅444万円、住宅用地206万円、用地造成58
る補助費用	万円)
移転促進区域内の宅地等の買取費用	契約時の正常な価格で買い取るための経費
移転者の住居の移転に対する補助費用	780千円(農業・漁業等従事者が離職する場合2、372千円)

② 現行制度の課題

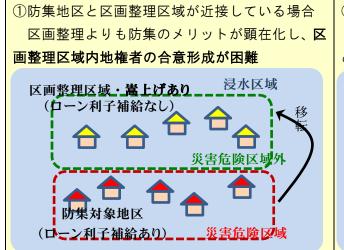
a 事業間格差

復興まちづくり事業は、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業に大別されるが、前者は、 災害時の被災者救援制度としての意味合いが濃いことから、後者の都市基盤整備を主目的とした 公共事業に比較し、住宅再建する際に手厚い支援が受けられる。一方、後者は、通常の公共事業 の範囲のみでの対応であり、本来であれば、移転補償金等を元に住宅再建を行うこととなるが、 今回の震災では、家屋が津波により流失している地区が多いため、住宅再建にあたっては、前項 に挙げた現行制度の範囲のみでの対応に留まっている。

表 II -4-(3)-3 防災集団移転促進事業と土地区画整理事業の比較

J	北較項目	防災集団移転促進事業	土地区画整理事業(現位置再建型)
移	買取価格	・将来の周辺土地利用計画に基づき	・「照応の原則」により換地対応
転		価格設定が可能	
料本	税控除	· 宅地:3,000万円	
元		・農地:2,000万円	
	土地価格	・原則借地	・嵩上げした土地に換地
移	及び評価	・土地取得も,近傍単価で取得可能	
転	土地面積	・従前の宅地面積にかかわらず,平	・土地評価基準に基づき,土地の増進
		均100坪まで	の一部が減歩対象となる。
先	住宅再建	·利子補給:最大708万円	・なし
		・引越費用補助:最大78万円	

事業間格差により、下記に挙げる課題の顕在化が懸念された。



b市町村格差

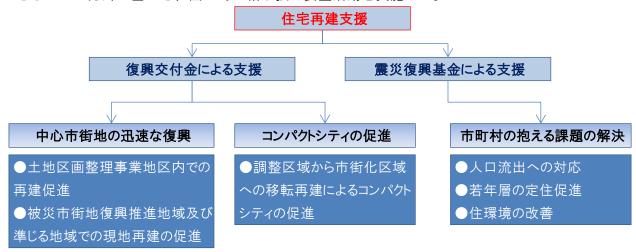
各自治体では、自立再建を促進する観点から、防集事業の対象とならなかった被災者や地域の 実情を踏まえ、復興基金等を活用しながら独自に支援を行っているが、各市町村間での財政規模、 また被災規模の違いにより支援に格差が出ている。

③ 課題解決に向けた県の取り組み

a 要望方針の作成

被災者の住宅再建にあたっては、上述した課題はもちろんのこと、被災者の自立再建を促す必要性があったことから、各市町では、国に対し積極的に要望活動を実施していたが、個人の資産 形成に資するとの観点から復興交付金の活用が認められなかった。

県では、住宅再建への国費充当は、まちづくり事業の促進のためであり、資産形成は結果にすぎないとの方針に基づき、国に対し粘り強く要望活動を実施した。



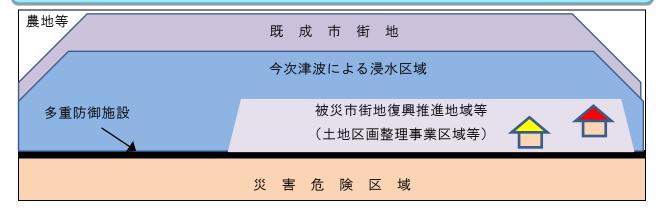
●現地再建支援による中心市街地の迅速な復興

【支援対象】

- ①被災市街地復興推進地域等(土地区画整理事業区域及びその周辺で良好な市街地形成を目的として定める地区計画区域も含む)の既成市街地で現地再建する場合
- ②現地で先導的に住宅再建することにより、既成市街地の迅速な復興に資する場合

【事業効果】

- ▶ 移転に伴う未利用地の発生抑制による中心市街地の空洞化の防止
- ▶ 自立再建住宅の増加による災害公営住宅の建設費・維持管理経費の縮減



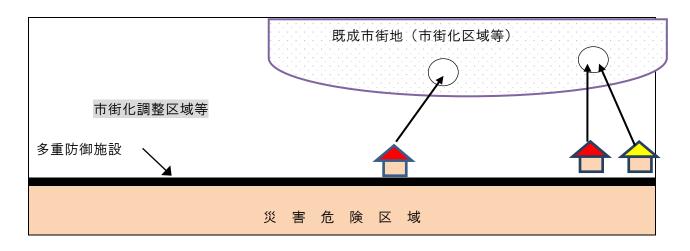
●沿岸集落の集約化によるコンパクトシティの促進

【支援対象】

- ①沿岸集落から既成市街地(市街化区域等)内の未利用地に移転し住宅再建する場合
- ②移転元地と移転先地での著しい地価の差が自立再建の支障となっている場合

【事業効果】

- ▶行政サービスの集約化による効率的で持続可能な行政運営
- ▶市街化区域内の未利用地の利用促進による中心市街地の活性化
- ▶自立再建住宅の増加による災害公営住宅の建設費・維持管理経費の縮減



b復興基金交付金による対応

上記方針に基づき、被災市町とともに国に粘り強く要望活動を実施した結果、復興交付金では認められなかったものの、復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)として平成25年2月に県に対して交付されることとなった。

県では、支援すべき範囲を市町とともに必要額を精査したところ、最大で約728 億円となったことから、国から交付される震災復興特別交付税709 億円に加え、県の復興基金から19 億円を財源として活用し交付総額は728 億円とした。各市町に対する交付限度額は次頁のとおりであり、8割を上限として第一回配分を3月26日に交付し、残り2割については8月30日に交付した。

《市町における交付金の充当対象事業》

●対象者

次のいずれかを満たす者

ア 次の全てを満たす者

- ・東日本大震災発生時に津波浸水区域内の持ち家に居住していた者
- ・同一市町内で住宅を再建する者
- ·防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業の利子補給の対象とならない者
- イ 東日本大震災発生時に津波浸水区域内に居住していた者で、制度の趣旨に即して対象と することが必要であるものと市町長が認める者。

●対象事業

- ① 住宅及び土地取得に係る利子補給又は補助
- ② 移転経費に対する補助
- ③ 宅地の嵩上げ等に係る利子補給又は補助
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、制度の趣旨に即して対象とすることが必要であるものと市町長が認める事業

●期間

市町は交付金を東日本大震災からの復興のために設置した基金に積み増しし、平成32年度までの範囲で事業を実施

交付限度額の算定方法

交付限度額=[(A-B) × C × 災害公営住宅非入居率(95%)+D]×250万円

A:津波浸水区域内の全壊世帯数+大規模半壊世帯数×1/2

B: Aのうち災害危険区域内の全壊世帯数+大規模半壊世帯数×1/2

C:持ち家比率(平成22年国勢調査)

D:津波浸水区域内における災害危険区域内で国の支援(防災集団移転事業、がけ地近接等 危険住宅移転事業)の対象とならない持ち家世帯数

各市町への交付金交付限度額

市町村	交付限度額(千円)
仙台市	3, 530, 000
石巻市	31, 932, 500
塩竈市	1, 477, 500
気仙沼市	7, 045, 000
名取市	3, 750, 000
多賀城市	3, 062, 500
岩沼市	775,000
東松島市	9, 027, 500
亘理町	3, 940, 000
山元町	4, 322, 500
松島町	222, 500
七ヶ浜町	1, 160, 000
利府町	45,000
女川町	1, 727, 500
南三陸町	735,000
合計	72, 752, 500

表 🛚 -4-(3)-4 市町の独自支援の分類

事 業	市町村名	概要	支援内容(上限額)
住宅再建·	仙台市	がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用	住宅: 4,440 千円
土地取得		災害危険区域外で浸水が予測される地域から	土地:2,640 千円
に対する		市街化区域等に移転する者に対する移転再建	移転費用: 780 千円
利子補給		資金の利子相当額及び移転費用を助成	
等	石巻市	防集事業、がけ近事業の対象とならない被災住	住宅: 4,440 千円
		宅再建に係る利子相当額及び移転費用を助成	土地: 2,640 千円
			移転費用:780 千円
	塩竈市	津波浸水区域で被災したものが市内で住宅建	住宅: 2,500 千円
		設・購入又は補修した場合の借入金の利子相当	土地: 2,640 千円
		額等を助成	
	気仙沼市	がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用	住宅:4,400 千円
			土地: 2,640 千円
			移転費用: 780 千円
		災害危険区域外の全壊・大規模半壊世帯が、危	上限:300 千円(区分→建物:300 千円・
		険災害区域外に住宅建設・取得する際の借入金	土地:150 千円・移転費用:20 千円)
		の利子相当額等を助成	
	名取市	津波被災地域でかつ災害危険区域外で被災し、	上限:3,500 千円
		住宅再建をする全壊・大規模半壊世帯で金融機	
		関等から資金を借入れした場合、利子相当額を	
		助成	
	多賀城市	市内において被災住宅を再建または補修する	住宅: 2,500 千円
		場合に要する利子相当額を補助	
	岩沼市	浸水区域内被災者(防集事業、がけ近事業の適	住宅:4,440 千円
		用者を除く)で住宅を解体した者に対して、住	土地: 2,640 千円
		宅の再建・取得に係る利子相当額(現地再建を	移転費用: 780 千円 (離農者 2,372 千円)
		含む)及び移転費用を助成	
	東松島市	がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用	住宅:4,440 千円
			土地:2,640 千円
			移転費用:780 千円
		津波防災区域(建築制限区域)または市内外の	上限:3,000 千円
		津波浸水区域に居住していた方のうち、全壊・	
		大規模半壊・半壊のり災判定を受けた者に対し	
		て、住宅の再建・取得に係る利子相当額を助成	
	亘理町	がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用	住宅: 4,440 千円
			土地: 2,640 千円
			移転費用:780 千円(離農者 2,372 千円)

	山元町	震災により孤立した地区の住宅を町が造成し	住宅: 4,440 千円
		た住宅団地に移転する場合、住宅の再建・取得	土地: 2,640 千円
		に係る利子相当額及び移転費用を助成	移転費用:780 千円
	七ヶ浜町	移転促進区域内から自力で町内に移転する被	住宅: 4,000 千円
		災者を対象に、住宅再建・取得等に係る利子相	土地:1,000 千円
		当額及び移転費用を助成	移転費用:780 千円
	女川町	津波浸水区域で被災し、町内で住宅建設・取得	建物及び土地取得:7,227 千円
		する際の借入金の利子相当額等を助成	
	————— 南三陸町	がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用	住宅: 4,440 千円
	113—12-13		土地: 2,640 千円
宅地の嵩	仙台市	災害危険区域外で浸水が予測される地域にお	上限額:4,600 千円
上げに対	шпп	いて現地再建するために行う盛土、住宅基礎の	工队镇、4,000 [1]
する助成		かさ上げ等の工事に係る経費を助成	
9 包則成	T * +		L 70 45 . 1 000 T TT
	石巻市	津波浸水区域内で被災住宅を再建するための	上限額:1,000 千円
		かさ上げ工事に係る経費の一部を助成	
	塩竈市	嵩上げ、盛土・擁壁工事に係る経費の一部を助	揚げ家,曳き家工事:3,000 千円
		成	擁壁工事:1,000 千円
			盛土工事:200 千円
	名取市	宅地のかさ上げ等工事に係る経費の一部を助	上限(補助率1/2)
		成	宅地かさ上げ:1,500 千円
			曳き家基礎かさ上げ:3,000 千円
	多賀城市	雨水浸水の恐れのある地域において自宅再建	上限(補助率1/2)
		をする被災者を対象に、宅地のかさ上げ等に係	1,000 千円
		る経費の一部を助成	
	岩沼市	浸水区域内被災者(防集事業、がけ地近接事業	上限(補助率1/2)
		の適用者を除く)を対象に、宅地のかさ上げ経	1,000 千円
		費の一部を助成	
	亘理町	災害危険区域外の浸水地域における宅地の嵩	上限額:1,000 千円
		上げ等に係る経費の一部を助成	
	山元町	災害危険区域(2 種、3 種)における擁壁、宅	上限額:1,000 千円
		地のかさ上げ工事に要する経費の一部を助成	(補助率1/2)
	松島町	地盤沈下の影響を強く受けている沿岸部で浸	上限(補助率1/2)
		水の恐れがある地域の浸水被害対策として、宅	1,000 千円
		地または住宅基礎を 50cm 以上かさ上げするエ	
		事に係る経費の一部を助成	
	七ヶ浜町	浸水区域内で現地再建する被災者の宅地嵩上	上限:4,000 千円
		げ工事に係る経費を助成	•
	 利府町	津波被災地域で被災した者が、現地で宅地の嵩	上限:2,000 千円
		上げをする場合の工事に係る経費を助成	/ /
		二, 10, 0 岁日以二,一所 0 胜民 10 岁 0	

住宅再建・	仙台市	津波浸水区域に住まいを所有し居住していた	利子相当額補助を受けない場合
土地取得		方が住宅を建設・購入する場合の経費の一部を	1,000 千円
に対する		助成	
助成	石巻市	市内で住宅再建をする世帯が資金を借入でき	上限額:2,500 千円
		な場合、取得経費を助成するのも。	
	塩竈市	金融機関から資金を借入せずに住宅を取得し	上限額:2,500 千円
		た場合に住宅の取得に要した費用を助成する	
		もの	
		全壊・大規模半壊世帯等が、被災者生活再建支	上限額:500 千円
		援金加算支援金以外の制度を使わずに市内の	
		災害危険区域外に住宅を再建・取得・修繕した	
		場合、かかった経費から加算支援金を控除した	
		額を助成	
	 名取市	津波浸水地域でかつ災害危険区域外で被災し、	上限(補助率1/10)
	-1140113	住宅再建をする全壊・大規模半壊世帯で金融機	1,500 千円
		関等から資金を借入れしない場合、取得費の一	1,500
		部を助成	
	 多賀城市	市内に自ら居住するための住宅をを建築・購入	① 住宅の建築,購入 2,500 千円
	夕 貝 拠 川		
		する場合に助成するもの	② 津波浸水区域に建築,購入 1,000
	ш хл —		千円(①に加算して補助)
	岩沼市	浸水区域内被災者(防集事業、がけ近事業の適	上限(補助率1/2)
		用者を除く)で住宅を解体した者に対して、借	1,500 千円
		入せずに住宅の再建・取得する場合、取得費の	
		一部を助成	
	東松島市	市内防災区域内・外に住宅再建する世帯で金融	上限額:3,500 千円(年度により異なる)
		機関等から資金を借入れしない場合、取得費の	
		一部を助成	
	亘理町	津波被災地域でかつ災害危険区域外で被災し、	上限額(補助率1/10)
		住宅再建をする全壊・大規模半壊世帯で金融機	2,000 千円
		関等から資金を借入れしない場合、取得費の一	
		部を助成	
	山元町	町が造成する住宅団地内に住宅を建建築し、移	上限額:4,000 千円
		転する場合、土地購入及び住宅建築に係る経費	
		の一部を助成	
	松島町	津波被害を受けた地域における住民で町内で	上限額(補助率1/10)
		住宅を取得する世帯に対し、取得経費の一部を	1,500 千円
		助成	
	七ヶ浜町	津波被災区域に居住する世帯が、建設・購入し	上限額:1,500 千円
		て住宅を再建した場合その費用の一部を助成	

Ⅱ 県による市町や被災者支援

利府町	津波被災地域で被災した者が、被災居住宅の建	上限額(補助率1/2)
	替え、もしくは町内で住宅再建する場合の住宅	2,000 千円
	の取得に係る経費を助成	
女川町	町内で住宅を取得する被災者に対し、取得経費	土地・家屋建設:2,000 千円
	の一部を助成	家屋建設:1,500 千円
		中古住宅取得:1,000 千円
南三陸町	町内で個別の住宅再建を行った者に、住宅取	上限:1,500 千円
	得、土地取得、土地取得・敷地造成費用の一部	
	を助成	

(4) 集中復興期間における総事業費及び事業費の推移

集中復興期間(平成 23~27 年度)における市街地整備事業(防災集団移転促進事業、被災 市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業)の総事業費及び事業費の推移

① 復興交付金配分額と充足率について

沿岸市町における各市街地整備事業費の合計(第1回~第17回)は、下記のとおりとなっている。

防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業は概ね事業費が配分されたが、土地区画 整理事業は、全体事業費に対して1割が未配分となっている。

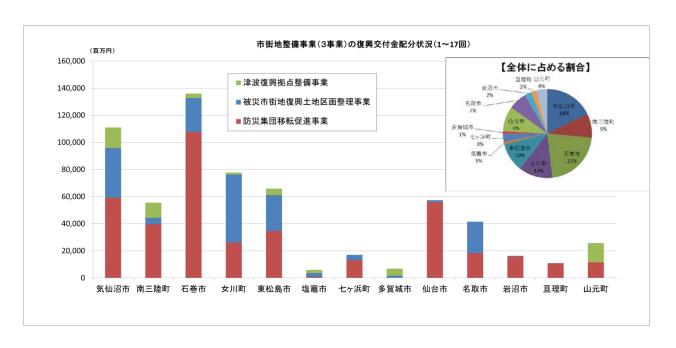
単位:百万円

事業名	防災集団移転促進 事業	被災市街地復興 土地区画整理事業	津波復興拠点整備 事業	3事業合計
全体事業費	403,938	195, 643	59,067	658, 648
配分額計	393, 214	176,679	57, 730	627, 624
充足率	9 7 %	90%	98%	95%

※ 土地区画整理事業は基幹+効果促進(個別)

3事業の配分額の合計が大きいのは石巻市、気仙沼市、女川町の順となっており、全体の約6割が防災集団移転促進事業、約3割が土地区画整理事業となっている。

県北(東松島市以北)と県南(塩竈市以南)で比較すると、県北のリアス部が全体の約7割を占めており、高台移転等の市街地整備の事業費が特に大きくなっている。県北に関しては高台移転の防災集団移転促進事業が中心であるが、女川町、東松島市は土地区画整理事業の割合が大きい。県南は、内陸移転の防災集団移転促進事業が中心であるが、名取市は土地区画整理事業、山元町は津波復興拠点整備事業の割合が大きい。このことから、市街地形成における事業手法について、各市町の特色がみてとれる。

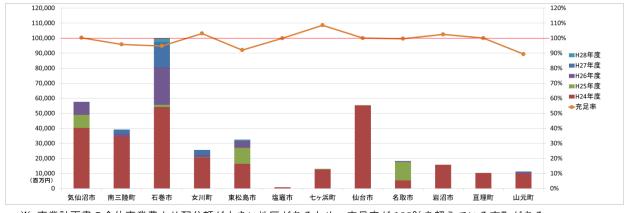


②防災集団移転促進事業

ア. 各市町における配分額と充足率について

復興交付金の第 17 回配分までの状況については、全 12 市町の全 195 地区で事業費が配分されており、充足率も全市町で概ね 9 割以上超えている。

ほとんどの市町で平成 25 年度配分までに事業費が確保されたものの、高台移転地区が 多い石巻市、気仙沼市は、平成 26 年度以降も追加配分を受けている。



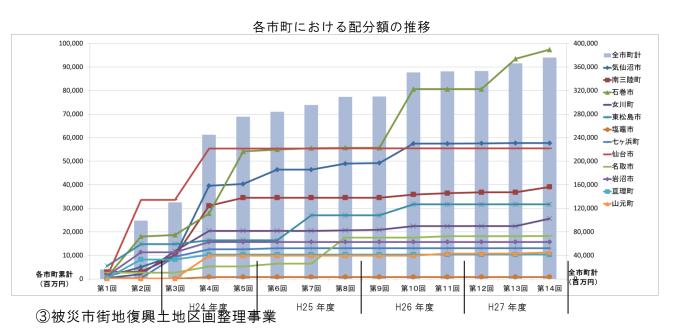
各市町における防災集団移転促進事業(基幹)配分額と充足率

※ 事業計画書の全体事業費より配分額が大きい地区があるため、充足率が100%を超えている市町がある。

イ. 各市町における配分額の推移について

事業全体でみた配分額の推移については、第4回と第 10 回で大きく配分されており、大きく事業費を確保している。これは、次年度予算の配分が行われたため申請額が大きくなったものと推測される。各市町とも第4回配分で大きく事業費を確保しており、石巻市を除き第 10 回以降配分が終息してきている。

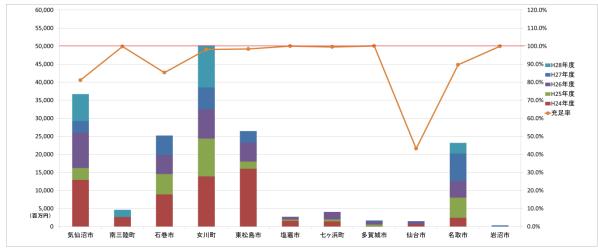
第 14 回配分までの各市町の推移については、石巻市は第 5、10、13 回で大きく配分された。仙台市、南三陸町は、第 4 回配分で大きく事業費を確保している。気仙沼市、東松島市は、第 10 回配分で概ね事業費を確保している。



ア. 各市町における配分額と充足率について

復興交付金の第 17 回配分までの状況ついては、全 11 市町、全 34 地区で事業費が配分されており、仙台市を除く市町で8割以上の事業費が確保されている。各年度で平均的な配分となっており、事業進捗に合わせた事業費を確保している。

高台移転がある女川町、東松島市、地盤のかさ上げがある気仙沼市、名取市、地区数の 多い石巻市は事業費が大きくなっている。



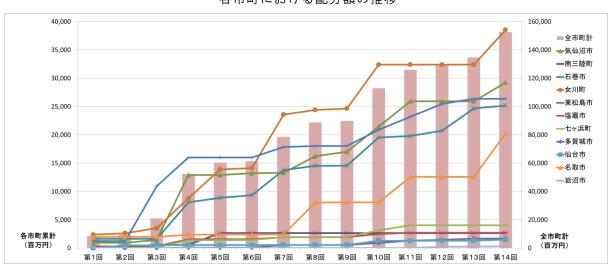
各市町における被災市街地復興土地区画整理事業配分額と充足率

※ 事業計画書の全体事業費より配分額が大きい地区があるため、充足率が100%を超えている市町がある。

イ. 各市町における配分額の推移について

事業全体でみた配分額の推移については、第4、7、10、14、17 回で大きく配分されており、大きく事業費を確保している。これは、次年度予算の配分が開始するため申請額が大きくなったものと推測される。平均的に事業費が伸びており、事業の性格から今後も事業費が配分されていくと思われる。

各市町の推移については、女川町は、第7回、10、14、17 回で事業費が伸びている。気仙沼市は、第4、10、11、17 回に、名取市では第8、11、14、17 回で大きく配分されている。東松島市、石巻市は平均的に推移しており、事業進捗に合わせた配分となっている。



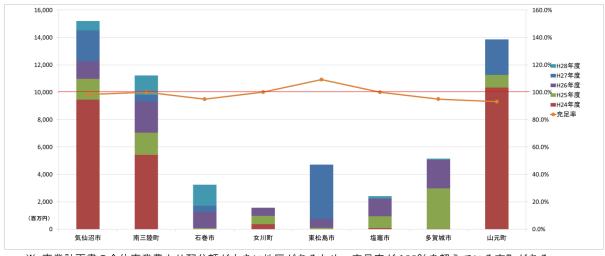
各市町における配分額の推移

④津波復興拠点整備事業

ア. 各市町における配分額と充足率について

復興交付金の第 17 回配分までの状況については、全 8 市町、全 12 地区で事業費が配分されている。全ての市町で充足率は 9 割以上であり、概ね事業費が確保されている。

今後は公共公益施設、産業施設など上物施設の整備が中心となり、事業の進捗に合わせ 残事業費の精査を行いながら事業費を確保することとなる。



各市町における津波復興拠点整備事業配分額と充足率

※ 事業計画書の全体事業費より配分額が大きい地区があるため、充足率が100%を超えている市町がある。

イ. 各市町における配分額の推移について

事業全体でみた配分額の推移については、第5回で大きく事業費を確保している。これは、当該事業が今回の震災で新設された事業であるため、事業手法を確立し事業費の確保に時間を要したことで、事業費配分の開始がずれ込んだものと思われる。

各市町の推移については、事業費の総額が大きい気仙沼市、山元町、南三陸町ともに第5回で大きく事業費を確保しており、以降は事業進捗に合わせた配分となっている。多賀城市は第7回配分で、東松島市は第12回配分で大きく事業費を確保している。



各市町における配分額の推移

(5)復興・創生期間の概要

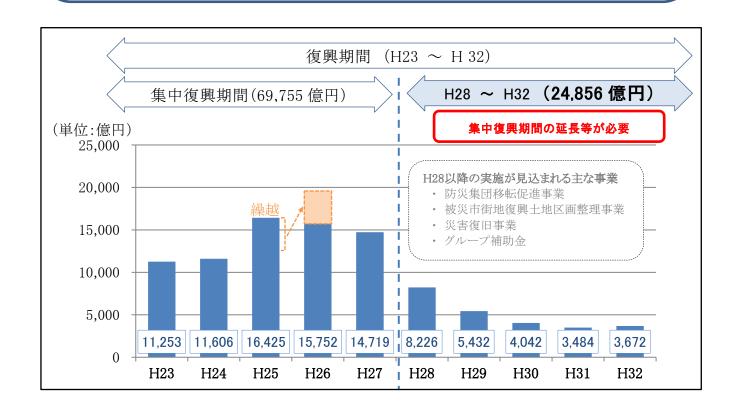
①県の取り組み

- ▶ 県は集中復興期間の延長と特例的な財源支援の継続を政府に要望するため、復旧復興事業費見通し調査を実施し、事業費総額見込みを算出し、平成28年度以降の5年間の見通しを示した。
- 平成24、25年度より継続的な財政支援と復興交付金事務手続きの簡素化を政府に要望している。平成26年度の「平成27年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」において、集中復興期間の延長と特例的な財源支援の継続を政府に要望した。
- ▶ 平成28年度も、必要な毎年度の予算を確保するよう政府に要望した。
- ▶ 平成 29 年度は、毎年度の予算の確保、および効果促進事業の柔軟な対応と使途協議の簡素化について要望した。
- 平成30年度は、毎年度予算の必要額の確保および効果促進事業の柔軟な活用などについて要望した。

【平成31年度 国の施策・予算に関する提案・要望書の内容】

◆ 復興予算の弾力的な運用等

・ハード事業について、復興・創生期間内の完了に向けて全力を尽くしているが、今後、 やむを得ない事情により、期間内での完了が危惧される事業が一定数見受けられること から、こうした事業が制度や財源等の措置がなされずに、未完了・未執行のまま放置さ れることがないよう、事業の繰越等、復興予算の弾力的な運用について早期に明確にす るよう求めた。



②復興庁の基本方針

平成 27 年 6 月 24 日政府の第 13 回復興推進会議で「平成 28 年度以降 5 年間(復興・創生期間)の復興事業」について下記の内容が決定した。

◆ 期間

▶ 平成28年度以降の復興支援については、被災地の「自立」につながるものとし、地方創生のモデルとなることを目指すため、集中復興期間(平成23~27年度)を経て、平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間(平成28~32年度)」とする。

◆ 総事業費

➤ 復興・創生期間における追加的な復興事業費は6.5兆円程度と見込んでおり、予算確保については、新たに最大3.2兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間(平成23~32年度)10年間の復興財源32兆円程度を確保する。そのうち、復興・創生期間における住宅再建・復興まちづくりにかかる予算は3.4兆円程度である。

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の事業規模(見込)について

復興・創生期間における追加的な復興事業費は6.5兆円程度と見込んでおり、復興期間(平成 23~32年度)における復興事業費は32兆円程度。

(単位:兆円)

区分	集中復興期間 (H23~27年度)	復興・創生期間 (H28~32年度)
① 被災者支援(健康・生活支援)	2.1	0.4
② 住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4
③ 原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5
④ 産業・生業(なりわい)の再生	4.1	0.4
⑤ その他(震災特交など)	7.8	1.7
合計	25.5	6.5

⇒ 復興期間計 32兆円程度

◆ 内容

- ▶ 事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の 95%を震災復興特別交付税により措置し、 県及び市町村の実質的な負担は地方負担の5%とする。
- ▶ 平成28年度以降も復興交付金事業の基幹事業について地元負担はゼロとなる。
- ▶ 復興まちづくり事業(被災市街地復興土地区画整理事業・防災集団移転促進事業・津波復興拠点整備事業)においても、基幹事業について地元負担はゼロとなる。
- 効果促進事業について配分済みの事業費に対する地元負担はゼロとなる。
- ▶ 平成28年度以降に配分する効果促進事業については事業費の1%を地元負担とする。

【復興交付金事業の自治体実質負担率】

事業 集中復興期間(H23~H27)		復興・創生期間(H28~H32)	
		通常補助率	
復四六什<u></u>(通常補助率	+	
復興交付金事業(基 *A\	+	自治体負担分 1/2 を補助(嵩上げ)	
幹)	自治体負担分 1/2 を補助(嵩上	+	
	げ)	地方負担全額を震災特交(負担ゼロ)	
	+	補助率 8/10	
復興交付金事業	地方負担全額を震災特交	+	
(効果促進)	(負担ゼロ)	一部自治体負担	
		(地方負担の 95%を震災特交)	

◆ 効果促進事業

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる。(250億円→500億円)
- ▶ 効果促進事業により実施可能なメニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。

令和元年 12 月 20 日に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 について, 下記の内容が閣議決定された。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

令和元年12月20日

これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生 期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興施策の総括

- 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進
- 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階

● 原子力災害被災地域:「復興・再生」に向けた本格的な動き

(4)福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備 (課題) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積 国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林 整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6)風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承 (成果)ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み 1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果)前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度 (成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与 (課題(1~3共通))復興・創生期間後の仕組みのあり方を検討

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進 (課題)後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(成果) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人) 国内外の人材が結集す 地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す (5)事業者・農林漁業者の再建 (課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等

避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み 発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備 (課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了 (成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調 (課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

(1)事故収束(廃炉·污染水対策)

(課題)安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信

(2)放射性物質の除去等

(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

(3)避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果) 帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除 福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人) (課題) 帰還・移住の促進、帰還困難区域への対応、避難者支援

Ⅱ. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震·津波被災地域

復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共 団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組む ことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

ハード事業は、期間内の完了を目指すが、未完了となる 部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続 ただし、災害復旧事業は支援を継続

≥心のケア等の被災者支援

- ・コミュニテイ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進歩に応じた支援を継続 ・個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

>被災した子どもに対する支援

- ・特別は教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援につい て、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについ は、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

> 住まいとまちの復興

- 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
- 災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

▶産業・牛業

- ・対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の 継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
- ・漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

>地方単独事業等

・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

▶原子力災害に起因する事業
・風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立っ て取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた 取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

▶事故収束(廃炉・汚染水対策)

- ・廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施
- ▶ 環境再生に向けた取組
- 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
- 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

▶帰還·移住等の促進·生活再建等

- ・帰還環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
- 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
- 特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
- 帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進 国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に 有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

>事業者・農林漁業者の再建

事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を 含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林 産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

▶風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- 情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
- 農林水産物の販路回復・開拓、福島の観光振興

▶地方単独事業等

人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

2. 復興を支える仕組み

(1)財源等

- ➢ 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- ▶ 事業規模 : (これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間)1兆円台半ば = 32兆円台後半
- ▶ 財源 : (これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
- ⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す) 東日本大震災復興特別会計の継続 ► 震災復興特別交付税制度の継続

(2)法制度

[復興特区法]

- > 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、 対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- > 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、 適用期限の延長等の検討
- > 復興交付金は廃止

[福島特措法]

- ▶ 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- ▶ 外部参入も含む農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進による営農再開の加速化
- 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の 課題に対応した税制措置等の検討

(3)自治体支援

- ▶ 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- ▶ 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

3. 組織

司令塔として縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

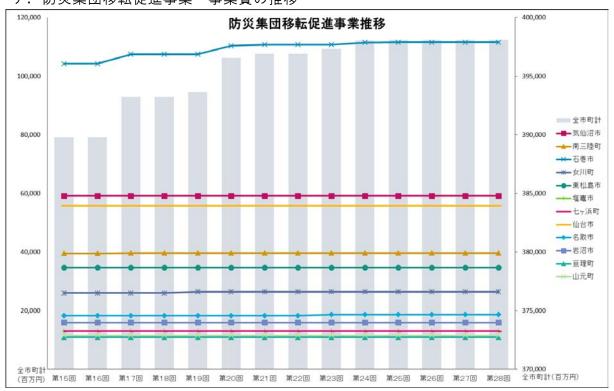
- 内閣直属の組織体制内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能
- > 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度~令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- ▶ これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- ➢ 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)
 ⇒ 具体の位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定
 福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)
- ⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

-3

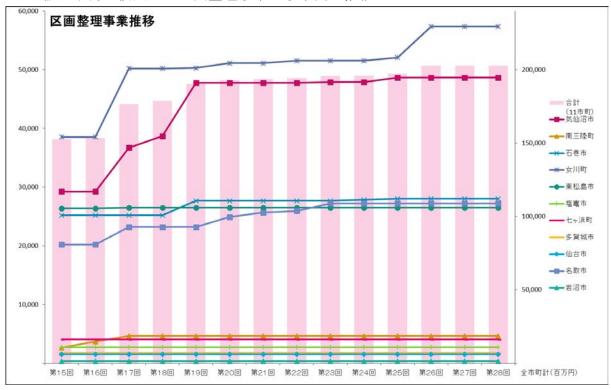
③平成28年以降の事業費の推移

復興・創生期間における配分額の推移としては各事業概ね横ばいとなっている。 申請内容としては事業内容の変更が主で有り、新規の申請は少ない状況となっている。

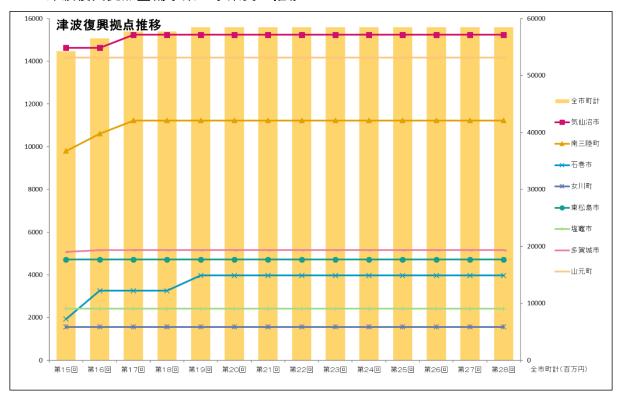
ア. 防災集団移転促進事業 事業費の推移



イ. 被災市街地復興土地区画整理事業の事業費の推移



ウ. 津波復興拠点整備事業の事業費の推移



5 情報発信・提供

(1) 全体スキーム

震災からの時間経過に伴い変化している被災地が抱えている課題解決に臨機に対応するため、 県として適時的確に、情報提供にあたっての目的や対象者、手段等を見定めた上で、積極的に 情報発信に努めていく。

復興まちづくり事業の情報提供スキーム

「被災地の復興を取り巻く課題]

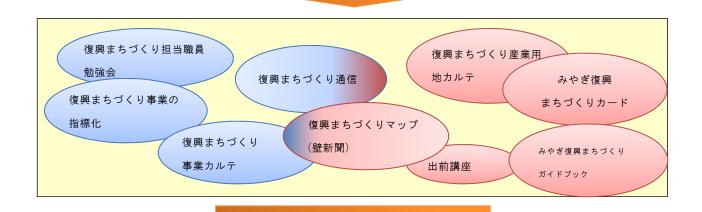
- ◆ 時間経過に伴う震災の風化
- ◆ 全国的な公共事業の増加
- ◆ 限られた財源人員の活用
- ◆ 復興・創生期間内のハード事業完遂
- ◆ 変化する住民意向
- ◆ 止まらない人口流出
- ◆ 雇用のミスマッチ
- ◆ 被災地の少子・高齢化

復興まちづくりの円滑な事業推進

- 事業完了までの財源・人員の確保
- まちづくり担当職員へ情報提供

復興期間後の持続可能な地域づくり

- 人口流出の抑制(復興実感)
- 交流人口の増加(観光誘客)



全国

· 人員財源確保

・観光誘客

·定住促進

・事業促進

・コミュニティー形成

・支援者

·納税者

・支援への感謝

・被災者

·自治体職員

(2) 復興まちづくり事業カルテ

復興まちづくり事業の本格化に合わせ、各事業の調整を図り、被災者の方々が復旧・復興事業の計画を把握できるよう、復興庁宮城復興局と連携し、国、関係市町及び JR 東日本の協力を得て「復興まちづくり事業カルテ」を作成し公表している。

課 題

行政機関

まちづくり事業に関連した<u>復旧・</u> 復興工事が地区全体で錯綜してい るため、事業間調整が必要

被災者等

仮設住宅等で生活する被災者が、 復興事業の進捗状況が見えないこ とで将来に希望が持てない

企業

企業が再建、新規立地を検討する 上で復興まちづくりのスケジュールな どの情報を知りたい 復興まちづくり事業

力

ル

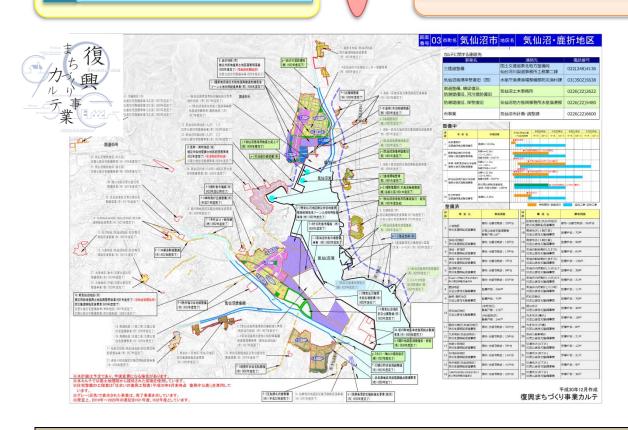
テ

期待される効果

事業間調整による復興まち づくりの加速化

<mark>復興を実感出来る</mark>よう地域 の将来像を明示

企業による経営計画や建設 業の人員・資材の需要見通 しの参考となる情報の提供



カルテの対象事業

- ①都市再牛区画整理事業
- ②防災集団移転促進事業
- ③災害公営住宅整備事業
- ④市街地再開発事業
- ⑤津波復興拠点整備事業
- ⑥漁業集落防災機能強化事業
- ⑦その他水産業基盤関係事業
- ⑧道路事業·街路事業
- ⑨河川事業
- ⑩海岸事業

- ⑪公園事業
- 12漁港事業
- 13下水道事業
- 14)農地整備事業
- (15)その他事業(JR 等)

	策定経過		
H25.3.25	26地区を公表(被災沿岸地域で主要な市街地整備事業がある地域)		
H25.10.7	第一回改訂		
	対象地区を拡大し、34地区を公表		
	(被災沿岸地域で住宅再建に関係する面整備事業(防災集団移転促進事業、土地区画整		
	理事業及び災害公営住宅整備事業等)を計画・実施している地域全て)		
H26.4.21	第二回改訂(H25.12 仮設住宅へ掲示開始)		
	復旧・復興事業が進捗し、工事完了する事業も出てきたことから、入居開始が始まった		
	災害公営住宅や宅地供給開始した防災集団移転先団地の情報を新たに加えた。		
H26.12.19	第三回改訂		
	面整備事業以外にも大規模なメガソーラー事業が実施されていることから、メガソーラ		
	一事業を記載。		
H27.5.15	第四回改訂		
	住まいの復興工程表の更新に合わせ、カルテ記載の工程表を更新。		
H28.2.18	第五回改訂		
	工程表の内容を更新するとともに、新たに事業認可を取得した面整備事業の情報を追		
	加。		
H28.8.10	第六回改訂		
	住まいの復興工程表の更新に合わせ、カルテ記載の工程表を更新		
H29.3.8	第七回改訂		
	住まいの復興工程表の更新に合わせ工程表の内容を更新、各種事業の情報を更新。		
H29.8.28	第八回改訂		
	住まいの復興工程表の更新に合わせ工程表の内容を更新、各種事業の情報を更新。		
H30.2.9	第九回改訂		
	住まいの復興工程表の更新に合わせ工程表の内容を更新、各種事業の情報を更新。完了		
	事業の表記について更新		
H31.2.14	第十回改訂		
	住まいの復興工程表の更新に合わせ工程表の内容を更新、各種事業の情報を更新。		
R2.2.12	第十一回改訂		

住まいの復興工程表の更新に合わせ工程表の内容を更新、各種事業の情報を更新。

住まいの復興工程表の更新に合わせ工程表の内容を更新、各種事業の情報を更新。

第十二回改訂【予定】

R3.3

(3) 復興まちづくり産業用地カルテ

沿岸被災市町においては、防災集団移転団地や災害公営住宅の整備など住宅再建に係る復興ま ちづくりを最優先に進めているが、並行して、防災集団移転元地等を活用した産業用地整備等の 事業化を進めている。

復興まちづくり産業用地カルテは、復興まちづくり事業カルテの情報を基礎として、産業用地の面積、優遇助成制度、アクセスなどの情報を記載し、企業立地の検討材料として活用することを目的とし、復興事業で生み出される"これから"の産業・商業用地について、その位置や規模などの情報をいち早く提供することで、沿岸市町の産業誘導を支援している。

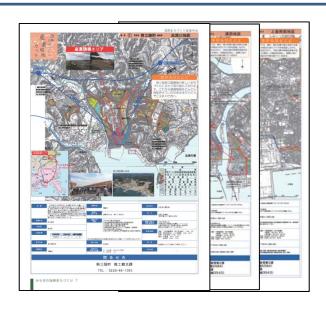
H26.7.18 公表

以 降 地区の追加等随時更新

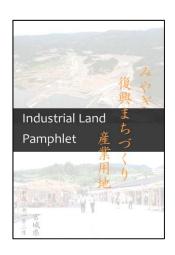
現在南三陸町、石巻市、東松島市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、山元町の

8 市町 10 地区を掲載中(最新版: H31 年 2 月発行版)





復興まちづくり産業用地カルテをもとにパンフレットおよびリーフレットを作成し、企業立地セミナー等のイベントで周知しているほか、平成27年度以降UR都市機構と共同で行ったアンケートへの同封等の取組を実施している。





表Ⅱ-5-(3)-1 産業カルテの広報実績

NO	実施日	配布会場	開催内容	
1	H26.8.26	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo	
2	H26.11.18	愛知県ウェスティンナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya	
3	H27.2.4	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	
4	H27.8.4	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo	
5	H27.11.9	愛知県ウェスティンナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya	
6	H27.12.9	UR都市機構アンケート送付企業	パンフレット同封による PR	
7	H28.2.10	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	
8	H28.8.3	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo	
9	H28.11.14	愛知県ウェスティンナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya	
10	H28.12.20	UR都市機構実施アンケート送付企業	パンフレット同封による PR	
11	H29.1.30	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	
12	H29.8.2	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo	
13	H29.11.9	愛知県ウェスティンナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya	
14	H30.1.15	UR都市機構実施アンケート送付企業	パンフレット同封による PR	
15	H30.2.8	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	
16	H30.8.1	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo	
17	H30.11.12	愛知県ウェスティンナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya	
18	H31.2.6	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	
19	R1.8.2	東京都ロイヤルパークホテル	宮城県企業立地セミナーinTokyo	
20	R1.11.14	愛知県ホテルナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーinNagoya	
21	R2.1.28	東京都ホテル椿山荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	

企業立地セミナー等での広報状況



○企業アンケートでの広報実績

平成 27 年度,平成 29 年度及び令和元年度に実施した企業立地意向ア ンケート調査時に、アンケート調査票と併せ調査対象企業へ産業用地パン フレットを送付している。

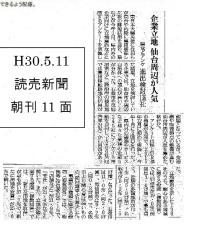
表 Ⅱ -5-(3)-2 産業パンフレット送付実績

公里 0 (0) 2 厘米·10 0 0 1 2 1 2 1 入限		
実施年度	発送(配布)数	
平成 27 年度	5,244 部	
平成 29 年度	5,245 部	
令和元年度	4,999 部	

【時事通信 平成 26 年 8 月 18 日付け】



H30.5.11 読売新聞 朝刊 11 面



(4) 宮城県復興まちづくり通信

復興まちづくり推進室では、復興まちづくり に関する各種情報や市町の復興状況などを発信 する情報誌として「宮城県復興まちづくり通信」 を定期的に発行している。平成24年4月 の創刊号から R3 年 3 月までに 40 号を発刊 している。

◆主な掲載内容

『トピック』

- ・復興まちづくり事業の進捗状況
- ・復興庁、国土交通省などに関する情報
- ・各種イベントや研修会などの報告

『各地域の動き』

- ・各市町のイベントや取組
- ・各市町の復興状況(着工式,竣工式など)

『復興まちづくり推進室の取組』

- ・復興まちづくり推進室が主催した研修会、 勉強会などの開催報告
- ・情報発信に関する取組事例紹介

『市町からのたより』

・各市町からの情報提供



各市町への配布、各種イベント等で配布資料として活用するほか、県市町の復興まちづくり の窓口や復興まちづくりのパネル展示場所などに配布用として常備している。

表 II-5-(4)-1 復興まちづくり通信の実績

		公立 5 (五) 1 後来 5 (5) 7 (元) 1 (6) 7 (6) 1		
NO	発行日	主な内容		
Vol.1	H24.4	全国初、復興整備計画公表(石巻市、名取市、岩沼市、山元町、女川町)		
Vol.2	H24.6	JR仙石線、常磐線の早期復旧に向けて、関係市町・県とJRが覚書を結ぶ		
Vol.3	H24.7	被災東北3県で第1号 被災市街地復興土地区画整理事業が認可(石巻市新蛇田地区)		
Vol.4	H24.10	防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業の進捗状況		
Vol.5	H24.11	石巻市新蛇田地区起工式、東松島市復興まちづくり整備事業着手式		
Vol.6	H25.1	東矢本駅北地区(区画整理事業)事業認可、山元町新山下駅周辺地区第一期災害公営住宅工事着手		
Vol.7	H25.3	復興まちづくり事業カルテを公表、石巻市復興公営住宅の入居募集を開始		
Vol.8	H25.5	七ヶ浜町花渕浜笹山地区(防集事業)が着工、塩竈市北浜地区(区画整理事業)が認可		
Vol.9	H25.7	石巻市で初めての『災害復興市街地再開発事業』岩沼市 千年希望の丘で植樹祭(メモリアル樹望式)		
Vol.10	H25.10	南三陸町志津川地区復興まちづくり事業着工式、気仙沼市(鹿折・南気仙沼地区)区画整理事業着工式		
Vol.11	H25.12	復興交付金 交付可能額通知(第7回目)、H25 これまでの復興まちづくりのあゆみ		
Vol.12	H26.1	岩沼市玉浦西地区第一期引渡式(防集事業)、南三陸町戸倉地区藤浜団地(防集事業)竣工		
Vol.13	H26.3	復興交付金 交付可能額通知(第8回目)、みやぎの復興まちづくりマップ(壁新聞)発行		
Vol.14	H26.5	防災集団移転促進区域の跡地利活用について、将来を見据えた新しいまちづくり支援について		
Vol.15	H26.7	復興交付金 交付可能額通知(第9回目)、効果促進事業の有効活用事例の紹介		
Vol.16	H26.9	市街地復興に向けた企業立地促進のための情報発信、移転元地の利活用検討状況について		
Vol.17	H26.11	見える復興・見せる復興への取り組み、塩竈市 錦町地区災害公営住宅が間もなく完成		
Vol.18	H27.2	災害公営住宅の進捗状況、気仙沼市災害公営住宅第1号完成(南郷住宅)		
Vol.19	H27.3	復興交付金 交付可能額通知(第 11 回目)、東日本大震災復興パネル展in東京スカイツリー開催		

Ⅱ 県による市町や被災者支援

Vol.20	H27.5	石巻市 移転元地の利活用について、七ヶ浜町笹山地区(防集事業)の造成完了
Vol.21	H27.7	平成 28 年度以降 5 年間の復興事業について、復興交付金 交付可能額通知(第 12 回目)
Vol.22	H27.9	商業産業誘導に関する取り組み、情報発信・みやぎの復興まちづくりパネル展
Vol.23	H27.11	石巻市新市街地のまちびらき開催、みやぎの復興まちづくりマップ(壁新聞)発行
Vol.24	H28.1	復興交付金 交付可能額通知(第 13 回目)、おながわ復興まちびらき 2015 冬開催
Vol.25	H28.3	復興交付金 交付可能額通知(第 14 回目)、UR 都市機構と共同による企業向けアンケー・結果について
Vol.26	H28.6	復興交付金 交付可能額通知(第 15 回目)、岩沼市仮設住宅閉所式
Vol.27	H28.9	気仙沼市大谷海岸地区のまちづくり方針(基本事項)が了承、山元町つばめの杜地区 2 つの施設が完成
Vol.28	H28.12	復興交付金 交付可能額通知(第 16 回目)、山元町新市街地まち開き開催
Vol.29	H29.3	復興交付金 交付可能額通知(第 17 回目)、女川町ハマテラス完成
Vol.30	H29.6	復興交付金 交付可能額通知(第 18 回目)、かどのわきまちびらき
Vol.31	H29.10	移転元地調査の結果,復興まちづくり勉強会(特別編)について
Vol.32	H29.12	復興交付金 交付可能額通知(第 19 回目)、塩竈市魚市場完成
Vol.33	H30.3	復興交付金 交付可能額通知(第20回目)、大谷海岸地区復興事業着工式
Vol.34	H30.7	復興交付金 交付可能額通知(第 21 回目)、南三陸町「結いの里」オープン
Vol.35	H30.10	移転元地特集
Vol.36	H30.12	復興交付金 交付可能額通知(第22回目)、かわまち交流拠点について等
Vol.37	H31.3	復興交付金 交付可能額通知(第23回目)、住まいの復興状況
Vol.38	R2.3	復興交付金 交付可能額通知(第 26 回目)、雄勝・鮎川拠点整備について等
<u>Vol.39</u>	<u>R2.7</u>	復興交付金 交付可能額通知(第27回目)、「南三陸町復興祈念公園」完成間近
<u>Vol.40</u>	<u>R3.3</u>	【予定】復興まちづくりの取組、県内の震災遺構・伝承施設、「南浜復興祈念公園」完成間近

(5) 復興まちづくりマップ(壁新聞)

被災された方々が、明日に希望を持ち復興へのあゆみが実感できるよう、また支援をいただいている全国の方々に復興の状況をお知らせするため、各市町の復興まちづくり事業の進捗状況を写真やパースを用いて、A0 サイズの壁新聞として見える化し、県内外の庁舎や集客施設等に掲示している。





表Ⅱ-5-(5)-1 復興まちづくりマップ(壁新聞)の実績

NO	発行時期	
Vol.1	H26.3.10	
Vol.2	H26.7.28	
Vol.3	H26.11.12	
Vol.4	H27.3.	
Vol.5	H27.6	
Vol.6	H27.9	
Vol.7	H28.3	
Vol.8	H28.6	
Vol.9	H28.10	
Vol.10	H29.3	
Vol.11	H29.6	
Vol.12	H29.9	
Vol.13	H30.3	
Vol.14	H30.7	
Vol.15	H30.10	
Vol.16	H31.3	
Vol.17	R2.3	
<u>Vol.18</u>	<u>R3.3</u>	

主な掲示場所	主な仕様調整事項
沿岸 15 市町、	発行時期を季節毎へ
宮城県関係課室、	(春版・夏版・秋冬版)
沿岸3県土木事務所、	
東京事務所、	被災地に足を運んでもらう目的で、
宮城県選出国会議員、	沿岸市町の催事を掲載
国交省都市局 5 課、	
春日PA上線、	
石巻復興マルシェ、	
名取エアリ、	
イオンタウン塩竈、	
イオンモール石巻、	
仙台空港	

(6) 復興まちづくり情報パネル

復興まちづくり事業の進捗状況や「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」の取組状況 について、情報パネル展を開催し、または復興関係のイベントやフォーラム等に積極的に参加し、パネル展示を行い、県内外に宮城の復興を幅広く情報発信している。







表Ⅱ-5-(6)-1 復興まちづくり情報パネルの実績【県内向け】

	表 1 - 5 - (0) - 1 復興より フくり情報ハイルの美積【泉 内 回り】				
NO	実施日	展示会場	開催内容	主催	
1	H25.5.10	宮城県庁ロビ-	「東日本大震災復旧復興パネル展」	防災砂防課と共催	
2	H25.10∼	気仙沼イオン	復興パネル展常設展示	気仙沼土木事務所と共催	
3	H25.10∼	宮城県庁ロビ-	「東日本大震災復旧復興パネル展」	防災砂防課と共催	
4	H25.12.6	仙台市「アエル」	「東日本大震災と復興シンポジウ	土木学会主催	
			لک		
5	H25.12.28	春日パーキングエリア	「復興まちづくりパネル展」常設展	復興まちづくり推進室	
			示		
6	H26.1.27	宮城県庁ロビ-	「土木部80周年記念フォーラム」	土木部	
7	H26.2.13	イオンタウン塩竈	「復興まちづくりパネル展」常設展	復興まちづくり推進室,塩	
			示	竈市パネル併設	
8	H26.3.∼	南三陸町図書館	「復興パネル展」常設展示	気仙沼土木事務所と共催	
9	H26.3.∼	志津川復興まちづ	「復興パネル展」常設展示	気仙沼土木事務所と共催	
		くり情報センター			
10	H26.8.12	イオンモール名取	「復興まちづくりパネル展」常設展	復興まちづくり推進室,名	
			示	取市パネル併設	
11	H27.2.23	気仙沼「海の市」	「復旧・復興まちづくりパネル展」	気仙沼土木事務所と共催	
	~3.13				
12	H27.7∼	イオンモール石巻	「復興まちづくりパネル展」常設展	復興まちづくり推進室,石	
			示	巻市, 東松島市, 女川町パ	
				ネル併設	
13	H27.8∼	青葉通地下道ギャ	「復興まちづくりパネル展」常設展	復興まちづくり推進室	
		ラリー	示	<i>u</i> =	
14	H28.2.1 ∼	青葉通地下道ギャ	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室	
	2.12	ラリー			
15	H28.2.17	気仙沼「海の市」	「復旧・復興まちづくりパネル展」	気仙沼土木事務所と共催	
- 10	~3.15		13 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
16	H28.5.28	東京エレクトロン	ボーイスカウト日本連盟平成 28 年	ボーイスカウト日本連盟	
17	~5.29	ホール宮城	度全国大会	/ <u> </u>	
17	H28.7.14	気仙沼市民会館	(一社)全日本建設技術協会実地研	(一社)全日本建設技術協	
10			<u>修</u>	会	
18	H28.7.15	マリンゲート塩釜	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室	

	~8.18	店舗スペース		
19	H28.8.19	名取市閖上地区	工事現場見学会(名取市紹介パネル)	宮城県建設業協会
20	H28.8.23 ~9.19	美里町総合案内所	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
21	H28.11.5 ~11.6	仙台サンプラザホ ール	第 41 回全国高等学校総合文化祭(み やぎ総文 2017) プレ総合開会式	全国高校総合文化祭推進 室
22	H29.1.16 ~1.31	あ・ら・伊達な道の 駅	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
23	H29.3.1 ∼ 3.15	青葉通り地下道	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
24	H29.7.3 ∼ 7.31	仙台サンプラザホ ール	第 41 回全国高等学校総合文化祭総 合開会式	全国高校総合文化祭推進 室
25	H29.9.4 ~ 9.29	みやぎ生協文化会 館ウィズ	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
26	H30.8.30 ~8.31	AER	震災対策技術展	震災対策技術展
27	H30.11.1 ~11.15	宮城県図書館	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
28	H31.3.1 ∼ 3.15	青葉通地下道	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
29	H31.3.10	仙台国際センター	仙台防災未来フォーラム	仙台防災未来フォーラム
30	R1.11.10 ~11.11	仙台国際センター	震災対策技術展	震災対策技術展
31	R2.3.2 ~ 3.13	青葉通地下道	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
<u>32</u>	R3.3.1 ∼ 3.12	<u>青葉通地下道</u>	みやぎの復興まちづくりパネル展	<u>復興まちづくり推進室</u>

表Ⅱ-5-(6)-2 復興まちづくり情報パネルの実績【県外へのアピール】

NO	実施日	展示会場	開催内容	主催
1	H25.8.2	東京都ホテル椿山 荘東京	宮城県企業立地セミナーin Tokyo	産業立地推進課
2	H25.11.18	愛知県ウエスティン 名古屋	宮城県企業立地セミナーin Nagoya	産業立地推進課
3	H25.11.28	全国町村会館ホール	「大規模震災等に対応したまちづくり講 座」	都市計画コンサルタント協会
4	H26.5.28	富山市北日本新聞ホール	富山県建設技術者講習会	(財)建設業技術者センタ-, 防災砂防課と共同
5	H26.8.26	東京都ロイヤルパー クホテル	宮城県企業立地セミナーin Tokyo	産業立地推進課
6	H26.11.18	愛知県ウェスティン ナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーin Nagoya	産業立地推進課

7	H27.2.4	東京都ホテル椿山 荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	港湾課
8	H27.3.6 ~ 3.12	東京スカイツリ-パネ ル展	復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室,沿 岸市町協同
9	H27.8.4	東京都ロイヤルパー クホテル	宮城県企業立地セミナーin Tokyo	産業立地推進課
10	H27.11.9	愛知県ウェスティン ナゴヤキャッスル	宮城県企業立地セミナーin Nagoya	産業立地推進課
11	H27.12.23	東京都庁第一本庁 舎南展望室	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
12	H28.1.18~ 1.28	日本橋地下歩道	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
13	H28.2.4	東京都ホテル椿山 荘東京	仙台国際貿易港首都圏セミナー	港湾課
14	H28.2.20~ 2.26	福岡市役所1階ロビ	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
15	H28.3.1 ~ 3.11	大阪駅前曽根崎地 下歩道 PR コ-ナ-	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
16	H28.5.9~ 5.2	岡崎市役所	東日本大震災被災地支援派遣職員の 活動紹介するパネル展	岡崎市
17	H28.8.3	東京都ロイヤルパ ークホテル	宮城県企業立地セミナーinTo kyo	産業立地推進課
18	H28.11.5~ 11.6	トヨタシティショーケー ス	みやぎフェスタ@MEGAWEB	(株)アムラックストヨタ、トヨ タ自動車(株)
19	H28.11.14	ウエスティンナゴヤキ ャッスル	宮城県企業立地セミナー in Nagoya	産業立地推進課
20	H28.11.16 ~11.18	東京都庁第1本庁舎45階南展望室	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室 東 京都
21	H29.1.30	ホテル椿山荘	仙台国際貿易港首都圏セミナー	港湾課
22	H29.3.9 ~ 3.10	北海道庁展示スペ ース	東日本大震災復興ポスター展	北海道地域政策課
23	H29.5.25~ 6.8	JR 秋田駅東西自由 通路西口側	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
24	H29.7.18~ 7.31	徳島県庁	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室 徳 島県
25	H29.7.14~ 7.31	徳島空港	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室 徳 島県
26	H29.7.5 ~ 8.6	徳島県立防災センター	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室 徳 島県

100 — 5 情報発信·提供

27	H29.10.18 ~10.20	東京都庁第 1 本庁舎 45 階南展望室	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室 東京都
28	H29.12.1~ 12.15	石川県庁展望室	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
29	H30.2.27∼ 3.18	人と防災未来センタ 一	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
30	H30.3.1 ∼ 3.2	丸の内ビル	マル・デ・ミヤギ 2018	三菱地所 河北新報社
31	H30.5.28~ 6.8	JR 山形駅東西自由 通路	みやぎの復興まちづくりパネル展	主催 復興まちづくり 推進室
32	H30.8.1∼3	東京都庁第 1 本庁舎 45 階南展望室	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室 東京都
33	H30.9.28~ 10.9	新潟ふるさと村	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
34	H31.3.4 ∼ 3.7	コラッセふくしま	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
35	R1.5.31 ~ 6.6	きぼーるアトリウム (千葉県千葉市)	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
36	R1.8.27 ~ 8.28	かながわ県民センタ 一	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
37	R1.9.17 ~ 9.20	コラッセふくしま	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
38	R1.9.24 ~ 10.4	福島県庁渡り廊下	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
39	R2.3~2.18	岩手県庁 1階 県民室	みやぎの復興まちづくりパネル展	復興まちづくり推進室
<u>40</u>	R3.1.20 ~ 2.20	<u>埼玉県ホームページ</u>	みやぎの復興まちづくりパネル展 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響 によるパネル展中止の代替として, 埼玉 県のホームページにパネルを掲載した)	<u>復興まちづくり推進室</u>

(7) <u>出前講座(一般,大学・高校,県外機関等)</u> 【一般向け】

~宮城出前講座への登録(H26.1.22)~

東日本大震災からの復興に向けて市町で進められている復興まちづくりの概要とその進捗状況 及び県が進めている「災害に強いまちづくり宮城モデル」についての説明を行い、県民の理解と 関心を深めることを目的として、平成26年度から県民向けに出前講座を開催している。







表Ⅱ-5-(7)-1 出前講座の実績

衣ェージー(//) 山削神座の美穂				
NO	実施日	相手先	内容	参加人数
	H26.5.9	不動産情報研究会	復興まちづくりについて	23
2	H26.9.12	仙台レインボーロ ータリークラブ	復興まちづくりについて	12
3	H26.9.24	新田赤十字奉仕団	復興まちづくりについて	55
4	H26.9.25	県南地域社会福祉 協議会連絡会	復興まちづくりについて	50
5	H27.2.12	全国建交会東北· 宮城県支部	復興まちづくりの現状と課題	38
6	H27.3.18	国連防災会議	宮城県における災害に強いまちづくりについて	
7	H27.6.13	(株)エムオーテッ ク東北支店	復興まちづくりについて	64
- 1	H27.8.26 ~ 28 計 5 回	グループふれあい の会(亘理町)	復興まちづくりについて	93
9	H28.1.22	宮城県生コンクリ ート工業組合	復興まちづくりについて	65
10	H28.5.27	第28回エクステ	復興まちづくりについて	170
	リア全国大会宮城			
		県大会		
11	H28.6.7	JICA 視察研修	宮城県の震災復興の取組状況	11
12	H28.11.8	東北財務局 国有	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	
		財産事務研修		
13	H29.2.14	デンカ株式会社東	宮城県の復興まちづくりについて	22
		北支店		
14	H29.8.3	第 8 回 震災対策	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	60
		技術展 東北		
15	H29.11.26	ぼうさいこくたい	災害に強いまちづくり宮城モデルの構築	200
		2017東北特別		
		セッション		

102

16	H30.12.4	豊川商工会議所	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	7
17	R1.8.26	東北労働金庫ロー	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	20
		ンセンター石巻		
18	R1.11.11	第 10 回 震災対策	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	30
		技術展 東北		

【大学・高校向け】

~未来の技術者のために~

次代の社会資本整備を担う土木技術を学ぶ高校生、大学生の方々を対象に復興まちづくりの計画と現状について関心を深め、今後の進路の参考としていただくことを目的として講習会を開催している。







表Ⅱ-5-(7)-2出前講座の実績【大学・高校向け】

NO	実施日	相手先	内容	参加人数
1	H25.12.5	東北学院大学	・宮城県における復興まちづくり事業について	57
			・津波防災地域づくりについて	
2	H25.12.11	石巻工業高等学校	・宮城県における復興まちづくり事業について	81
			・津波防災地域づくりについて	
3	H25.12.16	日本大学	・宮城県における復興まちづくり事業について	45
			・土木職の公務員が果たすべき役割について	
4	H26.11.4	東北工業大学	・災害に強いまちづくりついて	45
			・土木職の公務員が果たす役割について	
5	H26.12.3	東洋大学	復興まちづくりについて	62
6	H27.3.13	古川工業高校	復興まちづくりについて	80
7	H27.4.29	東北学院大学	東日本大震災における宮城県のプロジェクト	110
8	H27.8.4	法政大学	復興まちづくりについて	22
9	H27.12.9	東洋大学	復興まちづくりについて	110
10	H28.5.6	東北学院大学	東日本大震災における宮城県のプロジェクト	100
11	H28.11.30	東洋大学	復興まちづくりについて	100
12	H28.12.16	オープンオフィス	復興まちづくりのあゆみ	75
		in 宮城県庁		
13	H29.1.6	オープンオフィス	復興まちづくりのあゆみ	75
		in 宮城県庁		

Ⅱ 県による市町や被災者支援

14	H29.11.29	東洋大学	災害に強いまちづくり宮城モデルの構築他	73
15	H29.12.15	オープンオフィス	復興まちづくりのあゆみ	75
		in 宮城県庁		
16	H30.1.5	オープンオフィス	復興まちづくりのあゆみ	75
		in 宮城県庁		
17	H30.5.30	東洋大学	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	78
18	H30.7.11	東北工業大学	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	264
19	H30.11.19	琉球大学	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	50
20	R1.7.17	東北工業大学	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	300

【県外へのアピール】~復興の現状を伝える~







表Ⅱ-5-(7)-3出前講座の実績【県外へのアピール】

NO	実施日	相手先	内容	参加人数
1	H26.7.30	国土交通大学校	東日本大震災を踏まえた地域づくり	35
2	2014.11.3	日中韓三国地方政府防	東日本大震災を踏まえたまちづくり	53
	~30	災交流会議		
3	H26.11.19	愛知県庁	宮城県の復興まちづくりの計画と現状	20
4	H27.1.28	長崎県庁	宮城県の復旧復興の状況	21
5	H27.2.5	埼玉県都市事前復興会	宮城県における震災復興について	90
		議(埼玉県庁)		
6	H27.5.29	JICA 視察研修	復興まちづくりについて	15
7	H27.6.15	高知県震災復興都市計	宮城県における震災復興	75
		画指針検討会議		
8	H27.10.22	天使大学	被災地の現状と課題	60
9	H28.6.14	宮城県海外研修員受入	宮城県の復興まちづくりについて	1
		事業		
10	H28.9.1	韓国自治体公務員(京畿	宮城県の復興まちづくりについて	8
		道)都市計画技法日本研		
		修団訪問		
11	H29.8.4	徳島県庁	復興まちづくりの現状と課題	90

104

12	H29.8.5	徳島県立防災	復興まちづくりの現状と課題	86
		センター		
13	H30.9.13	静岡県区画整理組合連	復興まちづくり初動期物語	71
		合会		
14	H30.10.19	JICA 東北 課題別研修	宮城県の復興まちづくり	7
		「災害復興支援コース」		
15	R1.10.4	JICA 東北 課題別研修	宮城県の復興まちづくり	13
		「災害復興支援コース」		
16	R2.3.2	JICA 青年研修インドネ	宮城県の復興まちづくり	18
		シア「防災コース」		
<u>17</u>	<u>R3.2</u>	JICA 青年研修インドネ	宮城県の復興まちづくり	
		<u>シア「防災コース」</u>	_(講義資料提供)_	

復興まちづくりの計画と現状及び全国からの支援に対する感謝の意も含めて情報発信している。

(8) 市町担当職員を対象としたまちづくり勉強会

復興まちづくり事業はその規模や内容について、過去に例を見ないものであり、前例のない ものが多く、また制度改正等も頻繁に行われたことから、新制度の説明、及び先進事例の紹介 などを直接市町担当者を対象に勉強会を開催し共通理解を深めてきた。

平成 23 年度は、復興財源に係わる要望、事業制度の提案、被災市街地復興推進地域の指定など、財源や制度に関わる議題が多かったが、復興事業が進むにつれて、事業制度のテーマから各市町の事例紹介や、復興交付金の採択手法、進捗状況等のテーマにと移行した。

平成 26 年度からは、復興まちづくり事業の許認可・着手開始を受け、持続可能なまちづくりとして"住民との合意形成"や"産業・商業の誘導"、"移転元地利活用"などを議題にグループ討議を取入れた。

平成 27 年度以降は移転元地の利活用状況や売却事例,復興まちづくり事業の完了に向けた手続き、産業誘導などをテーマに、国や民間企業,NPO等を講師に招き、情報の共有を図った。

令和2年度は、復興まちづくり事業の完了に向けた手続きのほかに、ポスト復興の課題となる "交流人口の拡大"や "賑わいの創出"に向けた取組として会津若松商工会議所の渋川会頭より講義をいただき、各市町の出席者から好評をいただきました。

平成23年度から<u>令和2年度</u>までの間に,<u>計32回</u>開催し,累計で<u>約2,300名</u>が受講した。





表Ⅱ-5-(8)-1 まちづくり勉強会の実績

NO	実施日	会議名	内容	参加人数
1	H23.7.13	復興まちづくり	1. 復興財源に係る国への要望について	38
		に関する調整会	2. 復興まちづくりのための事業制度の提案について	
		議	3. 被災市街地復興推進地域の指定について	
2	H23.9.20	復興まちづくり	1. 国の3次補正予算案の編成に向けた作業について	53
		に関する調整会	2.復興まちづくり計画の施設整備に関する県担当課	
		議	との調整事項について	
	1100 10 10	<i>⁄⊱</i> rm + + → / / /	3. 津波シミュレーションについて	50
3	H23.10.13.	復興まちづくり	1. 国の制度改正の検討状況等について(合同)	50
	~14	に関する調整会 議	2. 復興整備事業に関する打合せ(個別)	
4	H23.12.14	 復興まちづくり	1.被災市街地復興土地区画整理事業,防災集団移転	52
7	1123.12.14	に関する調整会	に 一般 の の の は の の は は 年 ま の の れ の は は は は は は は は は	52
		議	で で	
		HTX.	2. 津波避難ガイドラインについて	
			3. 各市町における土砂バランスについて	
			4. 復興整備事業実施上の問題点 疑問点について	
5	H23.12.22	被災地における	1. 東日本大震災の被災地における市街地整備手法の	91
		市街地整備手法	運用について(ガイダンス)	
		の運用について	2. 造成宅地滑動崩落緊急対策事業について	
		(ガイダンス)	3. 都市公園事業について	
		等説明会	4. 都市防災総合推進事業について	
6	H24.1.23	国土交通省都市	1. 交付金計画策定に向けた留意点について	80
		局所管事業に係	2. 国交省都市局所管事業における進め方等について	
		る勉強会	防災集団移転促進事業(事例紹介) 今後の業務発注の考え方(案)について	
7	H24.4.5~	復興まちづくり	1. 宮城県における震災被害について	157
′	6	事業に係る市町	2. 宮城県の復興まちづくり計画	137
	ŭ	担当者連絡会議	3. 復興まちづくりの制度状況について	
			4. 復興整備計画について	
			5. 復興まちづくり事業に係る県の支援体制について	
			6. 復興まちづくりを進める上での課題について	
8	H24.4.24	「災害に強いま	1. 「災害に強いまちづくり宮城モデル」構築の推進	45
		ちづくり宮城モ	について	
		デル」構築推進	2. 災害公営住宅の整備について	
		連絡調整会議	3. 災害復旧・防潮堤について	
			4. 多重防御施設等の津波減災施設の整備ついて	
			5. 東日本大震災関連災害復旧・復興事業用地の取得	
			促進に係る指針について C	
			6. 復興整備計画と都市計画決定について 7. 復興まちづくりの進捗状況及び課題等について	
			/. 復興まらづくりの進歩状況及び課題等にづいて 8. 復旧・復興関連事業に係る盛土材調整の基礎資料	
			O. 復口・復興関連事業に係る盈工権調整の基礎負件 作成について	
			9. 各市町の課題及び情報提供について	
9	H24.5.15		1. 東北地方整備局におけるまちづくり事業への取り	65
		進事業勉強会	組みについて	
			2. 防災集団移転促進事業について	
		•		

106 -

10	L121711	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 抽巛士坛地海圈土地区高数田市光平式汽车海上	100
10	H24.7.11	被災市街地復興	1.被災市街地復興土地区画整理事業及び津波復興拠	100
		まちづくり勉強	2. 復興まちづくりに係る住民意見集約手法について	
		会	3. CM方式の発注について	
			4. ポジティブリストの活用について	
			5. その他(用地取得に係る課税の特例、被災市街地	
		<i>"</i>	復興推進地域の今後の対応、農地の取得登記等)	
11	H24.8.8	復興まちづくり	1. CM 方式を活用した新たな発注方式について	93
		を推進するため	2. 地方公共団体が施行する土地区画整理事業におけ	
		の多様な発注方	る民間事業者包括委託方式ガイドラインについて	
		式に係る勉強会	3. 事例紹介(南三陸町実施計画等策定支援業務委託)	
			4. 宮城県建設センターの発注者支援業務について	
12	H24.12.26	被災市街地復興	1.復興まちづくりに関する留意事項	102
		まちづくり勉強	2. 各事業の進捗状況(事業紹介:女川、南三陸町)	
		会	3. UR都市再生機構のまちづくり支援ついて	
			4. 復興事業に係る無電柱化について	
13	H25.3.26	防災集団移転促	防災集団移転促進事業の事業計画の変更手続きにつ	50
		進事業勉強会	いて	
14	H25.4.25	「災害に強いま	1. 復興まちづくり支援体制について	59
		ちづくり宮城モ	2. 各市町の復興まちづくり業務体制について	
		デル」担当者勉	3. 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第二弾	
		強会	4. 「災害に強いまちづくり宮城モデル」について	
			5. 各市町の取組事例 山元町,七ヶ浜町,岩沼市等	
			6. 復興まちづくりの情報発信	
			7. 復興まちづくり関係事業における手続き等	
15	H25.6.14	土木技術職の被	1. 県内の復興まちづくりの進捗状況	26
		災市町派遣職員	2. 平成25年度復興まちづくり推進室の重点事項	
		との意見交換会	3. 市町における復興まちづくりの課題・隘路について	
16	H25.8.29	津波避難に関す	1. 津波非難施設整備の事例紹介	40
		る勉強会	2. 都市防災事業について	
			3. 現地見学	
17	H25.11.19	復興まちづくり	1. ガイダンス改定内容及び事業完了手続きについて	89
		事業勉強会	2. 加速化措置第3弾について	
			3. 事業間等流用の柔軟化について	
			4. 東日本大震災復興記録整備への取組みについて	
			5. 地下埋設占用物の取り扱いについて	
			6. 復興まちづくり事業カルテについて	
			7. 移転跡地の利活用に向けた取組みについて	
18	H26.4.25	平成26年度第	1. 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第4弾	83
		1回復興まちづ	2. 防災集団移転事業の状況について	
		くり事業勉強会	3. 土地区画整理事業の工夫と適用事例	
			4. 復興まちづくりの支援体制について	
			5. 災害に強いまちづくり宮城モデルについて	
			6. 跡地利用、土配計画策定支援について	
		<u> </u>		

19	H26.10.28	平成26年度第	1. 移転元地状況について	72
	~29	2回復興まちづ	2. 商業集積・商店街再生加速化パッケージの概要	
		くり情報交換会	3. 産業・商業誘致について	
			4. 企業立地動向について(インフラ関連)	
			5. メガソーラーについて	
			6. 住民とのまちづくり意見交換会の調査結果	
			7. 移転元地利活用について	
			8. 防災集団移転事業の空き区画の処分等について	
			9. 商業施設(生活利便施設)の誘致について	
			10. グループ討議	
			11.中心市街地のまちづくりの概要	
			12. 復興まちづくりの進捗状況の指標化について	
			13. 移転促進区域を県が取得する場合の取り扱い	
			14.住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第5弾	
			15. 復興まちづくりによる宅地造成の課題について	
	1107.4.00	-		
20	H27.4.23	平成27年度第	1. 住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策	83
		1回復興まちづ	2. 防災集団移転事業の状況について	
		くり事業勉強会	3. 区画整理事業及び津波復興拠点事業の状況について	
			4. 災害公営住宅の整備について	
			5. 復興まちづくりの支援体制について	
			災害に強いまちづくり宮城モデルについて	
			復興まちづくり情報の発信について	
			移転元地利用について	
			効果促進一括配分について	
			災害からの復興まちづくりの事例	
			平成 28 年度以降の復興予算にかかる要望活動について	
			6. 他機関からの情報提供	
			復興まちづくり事業に伴う防犯カメラの設置促進について	
			東日本大震災におけるUR都市機構の復興支援の取組み	
			7. 各市町の取組【石巻市】	
21	H27.10.28	平成27年度第	1. 平成 28 年度概算要求及び税制改正要望概要について	76
- '		2回復興まちづ	2. 防集移転元地等について	, 0
		くり事業勉強会	防集移転元地等に関するアンケート調査について	
		() 手来心压五	防集移転元地の売却事例について	
			3. 産業商業誘致について	
			UR との企業アンケートの実施について	
			産業商業誘致について	
			4. 復興まちづくりの執行体制について	
			沿岸市町における職員の状況について	
			女川町復興まちづくりの執行体制について	
			5. 情報提供	
1			沿岸部交流人口拡大モデル事業施設整備事業	
			効果促進一括配分の事例について	
			地域内交通手段の状況及び参考となる事例集について	
			被災・避難者の恒久住宅転居に向けた取組みについて	
			みやぎの復興まちづくりパネル展について	
1				

108 -

22	H28.4.22	平成 28 年度第 1 回復興まちづく り事業勉強会	1. 防集移転元地を利活用する場合の支援施策パッケージについて 2. 復興まちづくりの支援体制について 3. 石巻南浜津波復興祈念公園について 4. 災害公営住宅整備について	81
23	H28.8.25	平成 28 年度復 興まちづくり事 業勉強会【特別 編】	1. 被災地での商業施設展開の可能性 2. コンビニによる宅配サービスの被災地での可能性 3. UR における施設誘致の事例	82
24	H28.12.26	平成 28 年度第 2 回復興まちづく り事業勉強会	1. 防災集団移転促進事業 空き区画と財産処分について 2. 防災集団移転促進事業における完了検査について 3. 被災市街地復興土地区画整理事業に関する留意事項 4. 防災集団移転団地における空き区画に対する取り 組みについて【仙台市】 5. 防災集団移転促進事業の取り組み方【岩沼市】 6. 防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画 整理事業取組状況について【東松島市】	68
25	H29.4.28	平成 29 年度第 1 回復興まちづく り事業勉強会	1. 防災集団移転促進事業に関する財産処分手続きに 係る留意点等について 2. 災害に強いまちづくり宮城モデルについて 3. 防災集団移転促進事業における完了検査について 4. 被災市街地復興土地区画整理事業に関する留意 事項について 5. 災害公営住宅整備事業完了に関する留意事項に ついて	72
26	H29.8.24	平成 29 年度復 興まちづくり事 業勉強会【特別 編】	1.食材王国宮城ならではのツーリズムと国内外への情報発信によるブランディングと交流人口拡大の提案 2. 創造的復興における風土・Food・Who do?	55
27	H29.12.21	平成 29 年度第 2 回復興まちづく り事業勉強会	1. 復興交付金事業の完了手続・実績評価について 2. 完了検査の手続きについて (1) 完了手続きに向けて (2) 土木部関係課 ①完了検査 手続きの流れ ②完了検査 各課での流れ ③都市防災推進事業 ④道路事業 ⑤下水道事業 ⑥都市公園事業 (3) 土木部以外 関係部局 ・漁業集落防災機能強化事業 ・漁港施設機能強化事業	91
28	H30.4.20	平成 30 年度第 1 回復興まちづ くり事業勉強会	(1)災害に強いまちづくり宮城モデルについて (2)完了検査手続きについて	71

Ⅱ 県による市町や被災者支援

29	H30.8.22	平成 30 年度復	[第Ⅰ部]	72
		興まちづくり事	・土地利用の状況と事例紹介	(第Ⅱ部 69
		業勉強会特別編	・復興まちづくり事業エントリー制度	人+第Ⅰ部の
			・宮城県及び UR 都市機構の共同による企業向けアン	み3人)
			ケート	·
			[第Ⅱ部]	
			・水産業の未来に革命を起こす	
			・公民連携のまちづくり	
30	H30.12.18	平成 30 年度第 2	(1)復興交付金事業の完了手続・実績評価について	60
		回復興まちづく	(2)土地活用の促進等に係るガイドブックについて	
		り事業勉強会	(3)復興交付金(効果促進事業)による舗装補修事	
			業の取組事例について	
			(4)防災集団移転跡地の利活用について	
			(5)復興交付金事業の実績評価の取組事例について	
31	H31.4.19	平成 31 年度第 1	(1)土地活用の促進等に係るガイドブック	<u>65</u>
		回復興まちづく	(2)全国版空き家・空き地バンク	
		り事業勉強会	(3)空き地カルテ(事例紹介)	
			(4)完了実績報告(県独自)の実施状況	
			(5)白石市の実績評価事例(手続き状況等,前回の補	
			足)	
			(6)市町間での意見交換・情報交換	
<u>32</u>	R2.11.10	<u>令和 2 年度復興</u>	(1)事業進捗管理及び復興事業検証委員会について	<u>54</u>
		<u>まちづくり事業</u>	<u>(2)土地活用の取組みについて</u>	
		<u>勉強会</u>	(3)復興交付金実績評価について	
			(4)景観まちづくりから観光戦略へ(特別講義)	

110 -

(9) みやぎ復興まちづくりカード

県内の皆様のほか、震災の被災地を訪れたことのない首都圏など県外の皆様に復興状況に関心をもってもらう1つのツールとして「みやぎ復興まちづくりカード」を作成し、県内外で行うパネル展や沿岸15市町の庁舎ほかで配布を行った。

第1弾では市町の復興の様子と観光のイメージ写真などを記載、第2弾は、カード両面に市町の復興まちづくりの姿を航空写真や建物、まちなみを中心に紹介した。また、市町の復興情報やイベント情報を入手できるよう、市町のSNSなどのQRコードを配置した。

表Ⅱ-5-(9)-1 配布実績

配布開始日	内容
H30.6.1	第 1 弾配布開始 合計 2,150 枚配布
H30.10.29	第 2 弾配布開始 合計 3,000 枚配布

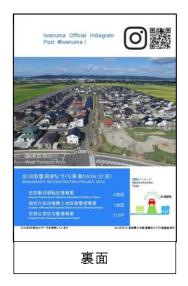
第1弾デザイン





第2弾デザイン





表Ⅱ-5-(9)-2 配布箇所一覧

カード記載市町	配布箇所
気仙沼市	気仙沼市役所震災復興·企画課窓口
南三陸町	南三陸町役場復興推進課窓口
石巻市	石巻市役所復興政策課窓口
	かわまち交流センター
	復興まちづくり情報交流館 <u>中央館</u>

Ⅱ 県による市町や被災者支援

女川町	女川町役場1階総合案内窓口
	女川町まちなか交流館受付窓口
東松島市	東松島市役所(矢本庁舎)復興都市計画課窓口
	東松島市役所(鳴瀬庁舎)商工観光課 観光窓口
松島町	松島町役場企画調整課窓口
利府町	利府町役場 <u>都市整備課窓口</u>
塩竈市	塩竈市役所建設部復興推進課窓口
七ヶ浜町	七ヶ浜町役場受付
	七ヶ浜国際村
	中央公民館(七ヶ浜町生涯学習センター)
多賀城市	多賀城市役所震災復興推進局窓口
	総務部地域コミュニティ課窓口
仙台市	宮城県土木部復興まちづくり推進室(県庁9階南側)
	震災遺構仙台市立荒浜小学校
名取市	名取市役所 1 階総合案内
岩沼市	千年希望の丘交流センター
亘理町	亘理町 悠里館
山元町	山元町役場 <u>企画財政課窓口</u>

(10) みやぎ復興まちづくりガイドブック

みやぎ復興まちづくりガイドブックは、県内外から仕事や観光などで本県を訪れた多くの 方々に幅広く活用してもらうため、東日本大震災からの総仕上げに向けた復興まちづくりの状 況を県内外に発信するものとして平成30年度に作成した。

ガイドブックでは、復興まちづくり事業が進む沿岸 15 市町を各エリアの見所などと合わせて紹介している。



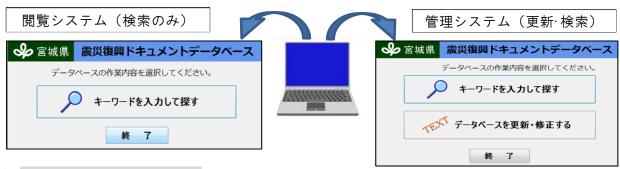


(11) 復興まちづくりアーカイブ

復興まちづくり推進室では、本稿の他、本県沿岸部の津波被害を被った15市町の復興まちづくりや県の市町支援の取り組みを下記の視点でも取りまとめを行っている。

① データベース

これまでの取り組みをテーマ別にファイル化して整理しているが、その数は膨大であり、今後も資料が増え続けることが確実なため、将来にわたって有効に活用するために蓄積した資料をデータベース化し、ファイリングシステムに格納することとした。県の管理用システムは、検索、更新・修正ができ、今後の資料も取り入れていけるものであり、閲覧システムは、検索によりデータの閲覧のみできるシステムとし、沿岸市町や他県等に提供できるものとした。また、データの閲覧は、任意のキーワード入力等により簡単にデータを検索できるものとした。



② 復興まちづくり初動期物語

東日本大震災は、過去に誰もが体験したことのない未曾有の大災害であり、多くの職員が様々な立場でこの震災に関わり、今までにない体験をした。この貴重な体験、被災直後からの対応や震災後の諸事情を記録としてまとめることは、今後の災害時の対応においても大変貴重な資料になると考え、発災から復興への道のりを伝える記録誌をとりまとめることとした。

特に初動期の対応は、従来の対応では解決できないことばかりであり、当時の担当者がどのように考え、どのように行動したかを記録として残しておくことは、体験した者たちの責務ともいえる。

そこで、復興まちづくりの初動期に焦点を当て、物語風にまとめた「**復興まちづくり初動期物語**」を作成することとした。具体的には、津波被害受けた被災市町を支援するための復興まちづくり計画のたたき台の作成、制度改正への働きかけなどを中心に、被災直後における都市計画課の取り組み、被災3ヶ月後の復興まちづくり推進室の設置、そして国の第3次補正予算成立(平成23年11月)までに焦点を当てた内容で執筆することとし、当時の担当職員ひとりひとりに聞き取りを実施した上で、各人の復興への思いを中心にとりまとめた。



復興まちづくりアーカイブ

初動期 項目別 ダイジェスト

(体制づくり・人員確保等)

■各市町まちづくりの支援

■復興における財源の確保

■制度設計・制度改正

東日本大震災(平成23年3月11日)

■初動期(土木部災害対策会議

 $(3/11 \sim 1)$

被災市町からの要望を一元的に受けるための連絡体制の構築について検討 ・各土木事務所が県の支援体制について被災した

役所に赴き説明

●被害状況の把握

(3/11~20) アジア航測で撮った写真を利用して住宅地図と都市計画図の張り合わせを行い、浸水範囲を把握

●復興まちづくり推進室発足 3/23復興まちづくり支援チーム(3名)

5/1都市計画課分室(4名)

6/1都市計画課分室(5名)

7/1復興まちづくり推進室(8名)

●コンサルへ被災地復興検討の協

力要請(3/14)

・三陸部(志津川)と平地部(閖上)のたたき台を22

日までに作成(局内検討資料)

●復興まちづくり案たたき台の作成。

「コンサルタント」(4/4)

・コンサルタント5社との合同会議 ・分担による復興まちづくり計画素案の検討

・復興案の考え方、案の内容、作成スケ

●被災市町 第1回ヒアリンク

 $(4/11 \sim 14)$

・各市町のまちづくり計画作成を促すため県側で作 成したたたき台を提示するとともに、各市町の種々の要望等を把握

【土木部内】(4/28) ・各市町のまちづくり計画作成を促すため県側で作成したたたき台を提示

●被災市町 第2回ヒアリング (5/16~19) 各市町のまちづくり計画作成を促すため県側で作成したたたき台を提示するとともに、各市町の種々の要望等を把握

●事業費算定 第1回日

5/27 知事レク

第2回日

5/20 復興まちづくりに要する事業費算定に係る 打合せ 2回目のヒアリングを終わりそのときの市町の意 見から計画を見直し、事業費を算定するようコンサ

現行補助事業制度の補助対象の説明と制度

77-121 U ・6 月始め 各コンサルで事業費算出手法が異なっ ていたため、IDEC により統一のフォームを作成 ・6/8 知事レク(事業費総額算出)

608 A 田 アンダリに要する事業費算定結果について 一国による財政支援が不可欠 6/11 知事発表 絵に描いた餅発言・・・・(NHKスペシャルの日)

6月末 総事業費算出 ※この間コンサルと県とで事業費を繰り返し、リバ イスを実施

●3県1市合同会議(7月1日) ・宮城県が算定した被災市町における復興まちづく

りに要する事業費算定結果について、算定資料を

提供し財政支援を要望

提供し財政支援を要望

改正の必要性について説明 5/29 知事が国復興会議で公表(女川)

●各種必要となる制度等について

・市街地整備課長が来庁。直轄調査の実施を検討 中であり、県発注業務との調整を行う。

●津波シミュレーション検討(6月上旬

◆津波シミュレーションを利用した海岸場防、高盛

土道路設置の効果検証

土道路設置の効果検証 7/15津波シミュレーションに関する市町説明 津波シミュレーションの手法、土地利用、避難 計画検討への活用等について説明 7/28津波シミュレーションの実施方法について 国の定めた手引書どおりに実施すると下記の 問題が発生 ①多重防御施設を建設しても、 次津波の浸水区域をオーバー ②令次津波で浸 水しなかった防集の移転予定地が浸水区域に 7/20 国本公教市長打つキー

水しなかった防薬の移転すた地の浸水区域に 7/29 国交省都市局打合性 復興まちづくり計画策定にあたっての津波シュ ューションの実施方法に関する県の考え方に ついて、都市局説明 9/12 津波ジミュレーションに関する打合せ 復興まちづくり計画策定にあたっての津波シミ 、の事件で大学に関するする。

●多重防御施設設置検討へ

◆常磐線・仙石線 ・3下旬 常磐線、仙石線の検討ル

*3 下旬 系岩線、川石線の検討ルード下成 常磐線→オオバ 仙石線の村線→1DEC ・ 4 月 JRIにて事業費の算出 山元町と東松島市に JR のルート変更の説明 ・5/25 鉄道の早期復旧について ・鉄道の早期復旧について意見 交換を行い、被災市町のま方づり計画と連動し 共に協力していてことを確認 ・8 日頃 /1回仙会女社)

(JR仙台支社) 鉄道についてのルート意見交換 これらの会議で常磐線は内陸へ移設、東松島 は、北側に移設することが決定

■.IR関係

ーションの実施方法に関する県の考え方に ュレーションの実施方法に関する県のオス万について、今村教授への意見聴取 9/29 国交省都市局打合せ 復興まちづくり計画策定にあたっての津波シミ ュレーションの実施方法に関する県の考え方に ついて、都市局説明

●第1回 復興まちづくり検討会

【庁内会議】(5/19)

・各市町の復興まちづくり案の調整(9/11 に推進地 域をかけるにあたり、市町に提示する復興まちづく りの素案について意見交換)

●第2回 復興まちづくり検討会

【庁内会議】(5/25) ・復興まちづくり検討会(土木部各課、水産業基盤 整備課、政策課、震災復興支援課)5月19日に素 案を提示し、その内容について各課の意見を聴取

●被災市町 直轄調査開始

 $(6/1 \sim 6/8)$

・直轄調査(②調査)の概要について説明し、今後 のまちづくりの方針と課題等についてヒアリング実

●復興まちづくりに係る補助事業の 制度改正について【3県1市】

[国土交通省] (7/1)
・被災3県、仙台市市と共に復興計画策定に係る補

助事業の制度改正、質疑、意見交換を実施

●第3回 復興まちづくり検討会 【庁内会議】(7/15)

●第4回 復興まちづくり検討会

【庁内会議】(8/2)

各市町における復興計画策定の進捗状況、関係 各課の関連業務等についての情報共有

●被災市町 市街地復興パターン 詳細検討 (9月)

被災状況や都市特性、地元の意向等に応じた市街 地復興パターンを詳細に検討(④調査)し、今後の復 興手法等の検討を行うとともに被災自治体における 復興計画検討の支援を図るための基礎資料を作成

震災復興計画公表[県市町] (平成 23 年 9 月~12 月)

●建築基準法第84条

(被災市街地における建築制限)

経業制限についても紹介した。(Ш元町、旦埋) 岩沼市、名取市) -3 月末は電話にて各々市町と連絡 -4/6 知事レク -4/8 県内6 市町 1,824.1ha で建築制限指定 -4/12 制限期間の延長(発災から2ヶ月間) -4/22 特例法(※) の間議決定 -5/11 以降も建築制限が行われることとなった

- (11 月 11 日まで

●復興推進地域に関する打合せ

●第 39 条(災害危険区域)指定

●東日本復興特区「復興まちづくり

特区」について東日本大震災復興 構想会議等で政府に要望(5/24)

●東日本大震災復興特別区域法案 骨子公表(10 月)

東日本大震災復興特別区域法案骨子が公表 ・国土交通省と随時電話、メール等で相談開始

●宮城県復興整備計画検討(11月)

県庁関係各課(土地利用担当、事業担当課)との

県庁関係各課(土地利用計画、事業担当)との打

合せ(11/15) 企画部との打合せ(11/21) 復興整備計画の様式作成等を開始。オオバに委

都市局と被災3県勉強会で宮城県の復興整備計 画の検討内容説明(11/29)

■宮城県復興整備計画についての 調整(12月)

県庁関係各課、企画部との打合せ(復興整備計 県庁関係合係、近回即との打合で(後典登幅計 画作成プロー架、復興整備計画核元業等の提 案)・国土交通省と随時電話、メールで相談 (復興整備計画に関する市町村説明会開催 東1年大震災復興特別区域法施行 東北農政局との調整

東日本大震災の被災地にお ける市街整備手法の運用に ついて(ガイダンス)等説明 会(平成 23 年 12 月 22 日)

●宮城県復興整備計画についての

調整(1日)

東北地方整備局との調整(1/10、1/26)

・復興整備計画作成マニュアル公表される ・企画総務課と復興整備計画の事務について調整

●復興整備協議会設立(2月)

- 14 市町の復興整備協議会設立合同総会、5 市町

第3次補正予算成立 (平成 23 年 11 月 21 月)

●3県1市合同会議(9月8日)

宮城県が算定した被災市町における復興まちづくりに要する事業費算定結果について、算定資料を

被災市町による交付金検討開始

・検討課題については、以降、個別調整を行う。

・県土木部各課と市町事業との事業調整 ・県への要望事業については、各課で検

・復興整備計画作成、復興整備協議会設立等に係る事務取扱市町村説明会 ・都市局と被災3県勉強会で宮城県の復興整備計

画の検討内容説明 復興局、整備局、農政局との復興整備計画打合

の復興整備協議会開催

●市町の復興整備協議会開催(3月)

114